○特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程（昭和二十六年総理府令第四十九号）（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（任免のあつた場合の資金契約等担当官への通知）	（任免のあつた場合の資金契約等担当官への通知）
第二条　防衛大臣は、資金会計官、分任資金会計官、資金出納命令官又は資金出納命令官代理を任免したときは、直ちにその資格、氏名及び任免の年月日を関係の特別調達資金契約等担当官（施行令第三条第六項に規定する資金契約等担当官をいう。以下「資金契約等担当官」という。）に通知しなければならない。	第二条　防衛施設庁長官は、資金会計官、分任資金会計官、資金出納命令官又は資金出納命令官代理を任免したときは、直ちにその資格、氏名及び任免の年月日を関係の特別調達資金契約等担当官（施行令第三条第六項に規定する資金契約等担当官をいう。以下「資金契約等担当官」という。）に通知しなければならない。
（官職指定等のあつた場合の資金契約等担当官への通知）	（官職指定等のあつた場合の資金契約等担当官への通知）
第三条　防衛大臣は、資金会計官、分任資金会計官、資金出納命令官又は資金出納命令官代理とする官職を指定し、又はその指定を解除したときは、直ちにその旨及び年月日を関係の資金契約等担当官に通知しなければならない。	第三条　防衛施設庁長官は、資金会計官、分任資金会計官、資金出納命令官又は資金出納命令官代理とする官職を指定し、又はその指定を解除したときは、直ちにその旨及び年月日を関係の資金契約等担当官に通知しなければならない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（取引店への取引関係通知書の送付等）	（取引店への取引関係通知書の送付等）
第三条の二　（略）	第三条の二　（略）
２　（略）	２　（略）
３　資金出納命令官が廃止される場合において、防衛大臣は、当該資金出納命令官の残務を引き継がせる必要があるときは、当該残務を引き継ぐべき資金出納命令官を指定するとともに、その旨を廃止される資金出納命令官（資金出納命令官代理がその事務を代理しているときは、資金出納命令官代理）に通知しな	３　資金出納命令官が廃止される場合において、防衛施設庁長官は、当該資金出納命令官の残務を引き継がせる必要があるときは、当該残務を引き継ぐべき資金出納命令官を指定するとともに、その旨を廃止される資金出納命令官（資金出納命令官代理がその事務を代理しているときは、資金出納命令官代理）に通

ければならない。

４・５　（略）

（資金出納命令官代理による代理）

第三条の三　防衛大臣は、資金出納命令官代理を置く場合においては、あらかじめ、資金出納命令官にいかなる事故（官職の指定により資金出納命令官が設置されている場合においては、その欠けた場合を含む。）があるときに代理を行うべきかを定めておくものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、代理させるつど定めることを妨げない。

２　前項の規定により防衛大臣が定める場合においては、資金出納命令官代理は、資金出納命令官の事務を代理するものとし、代理の開始又は終止に際しては、資金出納命令官代理は、直ちにその旨及び年月日を関係の資金契約等担当官に通知しなければならない。

３・４　（略）

知しなければならない。

４・５　（略）

（資金出納命令官代理による代理）

第三条の三　防衛施設庁長官は、資金出納命令官代理を置く場合においては、あらかじめ、資金出納命令官にいかなる事故（官職の指定により資金出納命令官が設置されている場合においては、その欠けた場合を含む。）があるときに代理を行うべきかを定めておくものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、代理させるつど定めることを妨げない。

２　前項の規定により防衛施設庁長官が定める場合においては、資金出納命令官代理は、資金出納命令官の事務を代理するものとし、代理の開始又は終止に際しては、資金出納命令官代理は、直ちにその旨及び年月日を関係の資金契約等担当官に通知しなければならない。

３・４　（略）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則（昭和二十七年総理府令第三十号）（第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（収用委員会の送付書類）	（収用委員会の送付書類）
第十五条　（略）	第十五条　（略）
一・二　（略）	一・二　（略）
三　送致事件について地方防衛局長から提出された行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条の規定による異議申立書	三　送致事件について防衛施設局長から提出された行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第七条の規定による異議申立書
四　送致事件について地方防衛局長、土地等（法第十九条第一項の規定による特定土地等をいう。以下同じ。）の所有者、関係人又は準関係人から収用委員会に提出された意見書等	四　送致事件について防衛施設局長、土地等（法第十九条第一項の規定による特定土地等をいう。以下同じ。）の所有者、関係人又は準関係人から収用委員会に提出された意見書等
五・六　（略）	五・六　（略）
（防衛大臣への事件の送致の公告）	（防衛大臣への事件の送致の公告）
第十六条　（略）	第十六条　（略）
一　送致事件に係る地方防衛局長の名称	一　送致事件に係る防衛施設局長の名称
二　（略）	二　（略）
三　送致事件に係る地方防衛局長の緊急裁決の申立ての対象となつた土地等の所在、種類及び数量	三　送致事件に係る防衛施設局長の緊急裁決の申立ての対象となつた土地等の所在、種類及び数量
（担保の取得及び取戻しの手続）	（担保の取得及び取戻しの手続）
第十八条　地方防衛局長は、法第二十六条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号。以下「公共用地特措法」という。）第二十六条第二項におい	第十八条　防衛施設局長は、法第二十六条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号。以下「公共用地特措法」という。）第二十六条第二項におい

て準用する土地収用法第八十三条第四項の規定により金銭又は有価証券を供託したときは、供託物受入の記載のある供託書を収用委員会に提出しなければならない。

第十九条　収用委員会は、法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十六条第二項において準用する土地収用法第八十三条第五項の規定による確認をしたときは土地等の所有者又は関係人及び地方防衛局長に、同条第六項の規定による確認をしたときは地方防衛局長に、確認証書を交付しなければならない。

2　（略）

一　担保を取得する土地等の所有者若しくは関係人の氏名及び住所又は担保を取り戻すことができる地方防衛局長の名称

二　地方防衛局長が、補償の支払をなすべき時期までに補償の支払をしなかつた事実及びその程度若しくは補償の支払をした事実又は補償の義務を免れた事由

三　土地等の所有者若しくは関係人が取得する担保の額又は地方防衛局長が取り戻すことができる担保の額

四　（略）

第二十条　法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十六条第二項において準用する土地収用法第八十三条第五項の規定によつて、土地等の所有者又は関係人が担保の全部又は一部を取得し、地方防衛局長が補償の義務を免れることとなる場合においては、収用委員会は、同項前段の規定による確認と同項後段の規定による確認を同時にしなければならない。

第二十一条　法第二十六条において準用する公共用地特措法第二

て準用する土地収用法第八十三条第四項の規定により金銭又は有価証券を供託したときは、供託物受入の記載のある供託書を収用委員会に提出しなければならない。

第十九条　収用委員会は、法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十六条第二項において準用する土地収用法第八十三条第五項の規定による確認をしたときは土地等の所有者又は関係人及び防衛施設局長に、同条第六項の規定による確認をしたときは防衛施設局長に、確認証書を交付しなければならない。

2　（略）

一　担保を取得する土地等の所有者若しくは関係人の氏名及び住所又は担保を取り戻すことができる防衛施設局長の名称

二　防衛施設局長が、補償の支払をなすべき時期までに補償の支払をしなかつた事実及びその程度若しくは補償の支払をした事実又は補償の義務を免れた事由

三　土地等の所有者若しくは関係人が取得する担保の額又は防衛施設局長が取り戻すことができる担保の額

四　（略）

第二十条　法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十六条第二項において準用する土地収用法第八十三条第五項の規定によつて、土地等の所有者又は関係人が担保の全部又は一部を取得し、防衛施設局長が補償の義務を免れることとなる場合においては、収用委員会は、同項前段の規定による確認と同項後段の規定による確認を同時にしなければならない。

第二十一条　法第二十六条において準用する公共用地特措法第二

十六条第二項において準用する土地収用法第八十三条第五項前段の規定により、土地等の所有者若しくは関係人が担保の全部を取得した場合又は同条第六項の規定により地方防衛局長が担保の全部を取り戻すことができる場合において、同条第四項の規定によつて供託された金銭又は有価証券の払渡しを請求するには、供託規則の手続によるほか、第十九条の規定による確認証書を供託所に提出しなければならない。

2　法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十六条第二項において準用する土地収用法第八十三条第五項前段の規定により、土地等の所有者又は関係人が担保の一部を取得し、担保の分割払渡しをすることとなるときは、収用委員会は、供託規則第三十条第一項に定める書式の支払委託書を供託所に送付しなければならない。この場合において、法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十六条第二項において準用する土地収用法第八十三条第四項の規定によつて供託された金銭又は有価証券の払渡しの請求は、土地等の所有者、関係人又は地方防衛局長が第十九条の規定による確認証書を供託所に提出してするものとする。

（仮住居の確認）

第二十二条　地方防衛局長は、法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十九条第二項の規定による収用委員会の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一　地方防衛局長の名称

二～六　（略）

2　収用委員会は、法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十九条第二項の規定による確認をしたときは、仮住居確

十六条第二項において準用する土地収用法第八十三条第五項前段の規定により、土地等の所有者若しくは関係人が担保の全部を取得した場合又は同条第六項の規定により防衛施設局長が担保の全部を取り戻すことができる場合において、同条第四項の規定によつて供託された金銭又は有価証券の払渡しを請求するには、供託規則の手続によるほか、第十九条の規定による確認証書を供託所に提出しなければならない。

2　法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十六条第二項において準用する土地収用法第八十三条第五項前段の規定により、土地等の所有者又は関係人が担保の一部を取得し、担保の分割払渡しをすることとなるときは、収用委員会は、供託規則第三十条第一項に定める書式の支払委託書を供託所に送付しなければならない。この場合において、法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十六条第二項において準用する土地収用法第八十三条第四項の規定によつて供託された金銭又は有価証券の払渡しの請求は、土地等の所有者、関係人又は防衛施設局長が第十九条の規定による確認証書を供託所に提出してするものとする。

（仮住居の確認）

第二十二条　防衛施設局長は、法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十九条第二項の規定による収用委員会の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一　防衛施設局長の名称

二～六　（略）

2　収用委員会は、法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十九条第二項の規定による確認をしたときは、仮住居確

認証書を地方防衛局長に交付しなければならない。

３　（略）

一　地方防衛局長の名称

二～四　（略）

（防衛大臣の送付書類）

第二十四条　（略）

一・二　（略）

三　送致事件について地方防衛局長、土地等の所有者、関係人又は準関係人から防衛大臣又は指名職員に提出された意見書等

四・五　（略）

（収用委員会への事件の送致の公告）

第二十五条　（略）

一　送致事件に係る地方防衛局長の名称

二　送致事件に係る地方防衛局長の緊急裁決の申立ての対象となつた土地等の所在、種類及び数量

三・四　（略）

別記

様式第一号（第一条関係）

使用（収用）認定申請書

防衛局長　氏　名　㊞

年　月　日

防衛大臣殿

（略）

記

認証書を防衛施設局長に交付しなければならない。

３　（略）

一　防衛施設局長の名称

二～四　（略）

（防衛大臣の送付書類）

第二十四条　（略）

一・二　（略）

三　送致事件について防衛施設局長、土地等の所有者、関係人又は準関係人から防衛大臣又は指名職員に提出された意見書等

四・五　（略）

（収用委員会への事件の送致の公告）

第二十五条　（略）

一　送致事件に係る防衛施設局長の名称

二　送致事件に係る防衛施設局長の緊急裁決の申立ての対象となつた土地等の所在、種類及び数量

三・四　（略）

別記

様式第一号（第一条関係）

使用（収用）認定申請書

防衛施設局長　氏　名　㊞

年　月　日

防衛大臣殿

（略）

記

使用（収用）しようとする地方防衛局長の名称	防衛局長
（略）	（略）

注　（略）

様式第二号（第二条関係）

土地等の調書

使用（収用）しようとする地方防衛局長の名称	防衛局長
（略）	（略）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令第一条の規定に基づき、右のとおり土地等の調書を作成する。

年　月　日

防衛局長　氏　　名　㊞

備考　（略）

様式第三号（第三条関係）

延納許可申請書

年　月　日

使用（収用）しようとする防衛施設局長の名称	防衛施設局長
（略）	（略）

註　（略）

様式第二号（第二条関係）

土地等の調書

使用（収用）しようとする防衛施設局長の名称	防衛施設局長
（略）	（略）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令第一条の規定に基き、右のとおり土地等の調書を作成する。

年　月　日

防衛施設局長　氏　　名　㊞

備考　（略）

様式第三号（第三条関係）

延納許可申請書

年　月　日

申請者の住所

氏　　　　名　㊞

防衛局長殿

（略）

備考　担保の種類は、(1)国債及び地方債、社債その他の物件　(2)土地　(3)建物　(4)立木　(5)船舶とし地方防衛局長が、確実と認めるものとする。（保険を付し得るものは保険を付したものに限る。）

様式第四号（第四条関係）

異　議　申　出　書

年　月　日

異議申出人の住所

氏　　　　名　㊞

防衛大臣殿

（略）

記

（略）	返還年月日	（略）
（略）		（略）
	使用した地方防衛局長の名称	

備考　（略）

様式第五号（第五条関係）

申請者の住所

氏　　　　名　㊞

防衛施設局長殿

（略）

備考　担保の種類は、(1)国債及び地方債、社債その他の物件　(2)土地　(3)建物　(4)立木　(5)船舶とし防衛施設局長が、確実と認めるものとする。（保険を附し得るものは保険を附したものに限る。）

様式第四号（第四条関係）

異　議　申　出　書

年　月　日

異議申出人の住所

氏　　　　名　㊞

防衛大臣殿

（略）

記

（略）	返還年月日	（略）
（略）		（略）
	使用した防衛施設局長の名称	

備考　（略）

様式第五号（第五条関係）

引渡調書

年　月　日

防衛局長　　氏　　名　㊞

返還財産受領権者の住所　　氏　　名　㊞

引渡調書作成の地方防衛局職員の官職　　氏　　名　㊞

関係人の住所　　氏　　名　㊞

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第十三条の規定により、左記のとおり引渡調書の正本二通を作成し、各々その一通を所持する。

（略）

様式第六号（第七条関係）

損失の補償のための担保の供託について（通知）

年　月　日

防衛局長　　氏　　名　㊞

（略）

様式第七号（第七条関係）

損失の補償のための担保の供託について（通知）

年　月　日

防衛局長　　氏　　名　㊞

（略）

引渡調書

年　月　日

防衛施設局長　　氏　　名　㊞

返還財産受領権者の住所　　氏　　名　㊞

引渡調書作成の防衛施設局職員の官職　　氏　　名　㊞

関係人の住所　　氏　　名　㊞

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第十三条の規定により、左記のとおり引渡調書の正本二通を作成し、各〻その一通を所持する。

（略）

様式第六号（第七条関係）

損失の補償のための担保の供託について（通知）

年　月　日

防衛施設局長　　氏　　名　㊞

（略）

様式第七号（第七条関係）

損失の補償のための担保の供託について（通知）

年　月　日

防衛施設局長　　氏　　名　㊞

（略）

様式第八号（第八条関係）

担保取得請求書

年　月　日

請求者の住所

氏　　名　㊞

防衛局長殿

（略）

様式第九号（第九条関係）

承認書

年　月　日

防衛局長　氏　　名　㊞

（略）

様式第十号（第十一条関係）

損失の補償のための担保の取得について（通知）

年　月　日

防衛局長　氏　　名　㊞

（略）

様式第十二号（第十四条関係）

緊急裁決申立書

年　月　日

防衛局長　氏　　名　㊞

（略）

様式第十三号（第十七条関係）

様式第八号（第八条関係）

担保取得請求書

年　月　日

請求者の住所

氏　　名　㊞

防衛施設局長殿

（略）

様式第九号（第九条関係）

承認書

年　月　日

防衛施設局長　氏　　名　㊞

（略）

様式第十号（第十一条関係）

損失の補償のための担保の取得について（通知）

年　月　日

防衛施設局長　氏　　名　㊞

（略）

様式第十二号（第十四条関係）

緊急裁決申立書

年　月　日

防衛施設局長　氏　　名　㊞

（略）

様式第十三号（第十七条関係）

表

第　　号

身分証明書

住所

職名及び氏名

右は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（駐留軍用地特措法）第二十五条第二項において準用する土地収用法第六十五条第一項第三号の規定に基づいて左記の土地又は物件を実地に調査する者であることを証明する。

記

所在

土地又は物件

年　月　日

防衛大臣　㊞

駐留軍用地特措法抜すい

第二十五条　防衛大臣は、第二十三条第一項若しくは第三項又は前条第一項の規定により行う裁決（以下「代行裁決等」という。）の審理又は調査に関する事務の一部をその指名する職員（以下「指名職員」という。）に行わせることができる。

2　土地収用法第六十二条から第六十五条の二までの規定並びに同法第六十五条の規定に係る同法第百四十一条第一号及び第百四十四条から第百四十六条までの規定は、

表

第　　号

身分証明書

住所

職名及び氏名

右は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（駐留軍用地特措法）第二十五条第二項において準用する土地収用法第六十五条第一項第三号の規定に基づいて左記の土地又は物件を実地に調査する者であることを証明する。

記

所在

土地又は物件

年　月　日

防衛大臣　㊞

駐留軍用地特措法抜すい

第二十五条　防衛大臣は、第二十三条第一項若しくは第三項又は前条第一項の規定により行う裁決（以下「代行裁決等」という。）の審理又は調査に関する事務の一部をその指名する職員（以下「指名職員」という。）に行わせることができる。

2　土地収用法第六十二条から第六十五条の二までの規定並びに同法第六十五条の規定に係る同法第百四十一条第一号及び第百四十四条から第百四十六条までの規定は、

裏

代行裁決等の審理又は調査について準用する。この場合において、同法第六十二条から第六十五条の二まで及び第百四十一条第一号中「収用委員会」とあるのは「防衛大臣」と、同法第六十三条から第六十五条までの規定中「起業者、土地所有者」とあるのは「地方防衛局長、特定土地等の所有者」と、同法第六十三条第三項中「事業の認定」とあるのは「土地等の使用又は収用の認定」と、同法第六十四条中「会長又は指名委員」とあるのは「防衛大臣又は指名職員」と、同法第六十五条第三項中「第六十条の二」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項」と、同法第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と読み替えるものとする。

駐留軍用地特措法第二十五条第二項において準用する土地収用法抜すい

第六十五条　防衛大臣は、第六十三条第四項の規定による申立てが相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

三　現地について土地又は物件を調査すること。

3　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を実地に調査する場合

裏

代行裁決等の審理又は調査について準用する。この場合において、同法第六十二条から第六十五条の二まで及び第百四十一条第一号中「収用委員会」とあるのは「防衛大臣」と、同法第六十三条から第六十五条までの規定中「起業者、土地所有者」とあるのは「防衛施設局長、特定土地等の所有者」と、同法第六十三条第三項中「事業の認定」とあるのは「土地等の使用又は収用の認定」と、同法第六十四条中「会長又は指名委員」とあるのは「防衛大臣又は指名職員」と、同法第六十五条第三項中「第六十条の二」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項」と、同法第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と読み替えるものとする。

駐留軍用地特措法第二十五条第二項において準用する土地収用法抜すい

第六十五条　防衛大臣は、第六十三条第四項の規定による申立てが相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

三　現地について土地又は物件を調査すること。

3　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を実地に調査する場合

においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があったときは、これを示さなければならない。

においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があったときは、これを示さなければならない。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則（昭和二十七年総理府令第四十一号）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（損失補償の申請） 第二条　（略）	（損失補償の申請） 第二条　（略）
（削る）	２　法第三条第二項の規定により都道府県知事が送付する前項の損失補償申請書及び参考となる資料並びに都道府県知事の意見を記載した書類は、防衛施設庁長官を経由しなければならない。
２　前項の損失補償申請書は、別記様式第一号とする。	３　第一項の損失補償申請書は、別記様式第一号とする。
（異議の申出） 第三条　法第四条第一項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議申出書を防衛大臣に提出しなければならない。	（異議の申出） 第三条　法第四条第一項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議申出書を防衛施設庁長官を経由して提出しなければならない。
２　（略）	２　（略）
（削る）	（決定の通知） 第四条　法第三条第三項及び第四条第二項の規定の決定等については、防衛大臣の定める所により防衛施設庁長官が、これを行う。

○日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行規則（昭和二十八年総理府令第四十九号）（第四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（損失補償の申請）	（損失補償の申請）
第一条　（略）	第一条　（略）
（削る）	２　法第二条第二項の規定により市町村長（特別区の区長を含む。以下この項において同じ。）が送付する前項の損失補償申請書及び参考となる資料並びに市町村長の意見を記載した書類は、防衛施設庁長官を経由しなければならない。
２　前項の損失補償申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。	３　第一項の損失補償申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。
（異議の申出）	（異議の申出）
第二条　法第三条第一項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議申出書を防衛大臣に提出しなければならない。	第二条　法第三条第一項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議申出書を防衛施設庁長官を経由して提出しなければならない。
２　（略）	２　（略）
（削る）	（決定の通知等） 第三条　法第二条第三項及び第三条第二項の規定による決定等については、防衛大臣の定めるところにより防衛施設庁長官がこれを行う。

○防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び装備本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）（第五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則	防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び装備本部組織規則
目次	目次
第一章～第四章　（略）	第一章～第四章　（略）
第五章　装備施設本部（第四十二条）	第五章　装備本部（第四十二条―第六十条）
第六章　防衛監察本部（第四十三条）	第六章　雑則（第六十一条）
第七章　雑則（第四十四条）	
（管理課）	（管理課）
第七条　管理課においては、次の事務をつかさどる。	第七条　管理課においては、次の事務をつかさどる。
一　給養に関すること。	一　給養に関すること。
二　車両の管理に関すること。	二　武器、車両、舟艇及び航空機の管理に関すること。
三　被服の管理に関すること。	三　被服の管理に関すること。
四　役務に関すること。	四　役務に関すること。
（施設課）	（施設課）
第七条の二　施設課においては、次の事務をつかさどる。	第七条の二　施設課においては、次の事務をつかさどる。
一　行政財産の取得及び管理に関すること。（訓練課の所掌に属するものを除く。）	一　行政財産の取得及び管理に関すること。（管理課の所掌に属するものを除く。）
二　建築工事及び土木工事に関すること。	二　建築工事及び土木工事に関すること。
（訓練課）	（訓練課）

第十二条　訓練課においては、次の事務をつかさどる。
一　訓練計画の立案に関すること。
二　訓練に必要な研究に関すること。
三　防衛大学校に勤務する自衛官の訓練に関すること。
四　訓練に必要な資材に関すること。
五　武器、舟艇及び航空機の管理に関すること。
六　前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事項に関すること。

第五章　装備施設本部

（装備施設本部の位置）
第四十二条　装備施設本部は、東京都に置く。

第十二条　訓練課においては、次の事務をつかさどる。
一　訓練計画の立案に関すること。
二　訓練に必要な研究に関すること。
三　防衛大学校に勤務する自衛官の訓練に関すること。
四　訓練に必要な資材に関すること。
五　前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事項に関すること。

第五章　装備本部

（装備本部の位置）
第四十二条　装備本部は、東京都に置く。
（支部）
第四十二条の二　装備本部に、地方機関として支部を置く。
2　支部は、装備本部の所掌事務のうち、管轄区域における次に掲げる事務をつかさどる。
一　業態調査及び価格の調査に関すること。
二　調達品及びこれに関する役務に係る原価監査及び検査（監督を含む。以下この章において同じ。）その他の契約の履行に関すること。
（支部の名称、位置及び管轄区域）
第四十三条　支部の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域

装備本部東京支部	東京都北区	北海道　青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県　茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　新潟県
装備本部横浜支部	横浜市	神奈川県　山梨県　静岡県
装備本部名古屋支部	名古屋市	長野県　岐阜県　愛知県　三重県
装備本部大阪支部	大阪市	富山県　石川県　福井県　滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県　鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県（下関市を除く。）　徳島県　香川県　愛媛県　高知県
装備本部長崎支部	長崎市	山口県（下関市に限る。）　福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県

（支部長及び副支部長）

第四十四条　支部に、支部長及び副支部長一人を置く。

2　支部長は、装備本部長の指揮監督を受け、部務を掌理する。

3　副支部長は、支部長を助け、部務を整理する。

4　副支部長は、支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、その職務を行う。

（首席検査官）

第四十五条　支部に、首席検査官一人を置く。

2　首席検査官は、支部長の命を受け、調達品及びこれに関する役務に係る検査に関する重要な事項についての調査、企画及び立案に参画する。

（支部に置く課及び部）

第四十六条　装備本部東京支部（以下この章において「東京支部」という。）に、総務課のほか、次の二部を置く。

検査第一部

検査第二部

2　装備本部横浜支部（以下この章において「横浜支部」という。）、装備本部名古屋支部（以下この章において「名古屋支部」という。）、装備本部大阪支部（以下この章において「大阪支部」という。）及び装備本部長崎支部（以下この章において「長崎支部」という。）に、総務課及び検査部を置く。

（総務課の所掌事務）

第四十七条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　支部長の官印及び支部印の保管に関すること。

二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　支部の職員の給与、服務その他の人事に関すること。

四　支部の職員の福利厚生に関すること。

五　支部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

六　支部所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

七　支部所属の建築物の営繕に関すること。

八　秘密の保全に関すること。

九　前各号に掲げるもののほか、支部の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。

（東京支部の検査第一部の所掌事務）

第四十八条　東京支部の検査第一部は、次に掲げる業務（東京支部の検査第二部の所掌に属するものを除く。）及び東京支部において行う検査に関する業務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　誘導武器等（誘導武器及び魚雷並びにこれらに付随する器材をいう。以下この条において同じ。）、需品等（食糧その他の需品並びにこれらに付随する器材をいう。以下この条において同じ。）、武器等（火器、弾火薬類（魚雷を除く。）、化学器材及び装甲車両並びにこれらに付随する器材をいう。以下この条において同じ。）、機械車両等（施設器材、原動機、工作機械、光学器材、気象器材その他の一般用機器、車両（装甲車両を除く。）、航海器材、港用品、掃海器材及び舟艇器材並びにこれらに付随する器材をいう。以下この条において同じ。）及び船舶等（船舶及び船舶用機関（船舶用補機を含む。）並びにこれらに付随する器材をいう。以下この条において同じ。）並びにこれらに関する役務に関する業態調査に関すること。

二　誘導武器等、需品等、武器等、機械車両等及び船舶等並びにこれらに関する役務に関する価格の調査に関すること。

三　誘導武器等、需品等、武器等、機械車両等及び船舶等の調達品並びにこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。

四　誘導武器等、需品等、武器等、機械車両等及び船舶等の調達品並びにこれに関する役務に係る原価監査に関すること。

五　誘導武器等、需品等、武器等、機械車両等及び船舶等の調達品並びにこれに関する役務に係る検査に関すること。

六　前三号に掲げるもののほか、誘導武器等、需品等、武器等

、機械車両等及び船舶等の調達品並びにこれに関する役務に係る契約の履行に関する業務に関すること。

（東京支部の検査第二部の所掌事務）

第四十九条　東京支部の検査第二部は、次に掲げる業務をつかさどる。

一　電波器材等（電波器材、磁気器材、電子計算機及び音響器材並びにこれらに付随する器材をいう。以下この条において同じ。）、通信器材等（通信器材及び電気器材並びにこれらに付随する器材をいう。以下この条において同じ。）及び航空機等（航空機及び航空機用機器並びにこれらに付随する器材並びに防衛大臣の定める航空機装備品及び防衛大臣の定める航空機に関する整備用又は訓練用器材をいう。以下この条において同じ。）並びにこれらに関する役務に関する業態調査に関すること。

二　電波器材等、通信器材等及び航空機等並びにこれらに関する役務に関する価格の調査に関すること。

三　電波器材等、通信器材等及び航空機等の調達品並びにこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。

四　電波器材等、通信器材等及び航空機等の調達品並びにこれに関する役務に係る原価監査に関すること。

五　電波器材等、通信器材等及び航空機等の調達品並びにこれに関する役務に係る検査に関すること。

六　前三号に掲げるもののほか、電波器材等、通信器材等及び航空機等の調達品並びにこれに関する役務に係る契約の履行に関する業務に関すること。

（横浜支部及び長崎支部の検査部の所掌事務）

第五十条　横浜支部及び長崎支部の検査部は、次に掲げる業務を

つかさどる。
一　業態調査に関すること。
二　価格の調査に関すること。
三　調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること。
四　調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること。
五　調達品及びこれに関する役務に係る検査に関すること。
六　前三号に掲げるもののほか、調達品及びこれに関する役務に係る契約の履行に関する業務に関すること。

（名古屋支部の検査部の所掌事務）
第五十一条　名古屋支部の検査部は、前条各号に掲げる業務及び名古屋支部において行う検査に関する業務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

（大阪支部の検査部の所掌事務）
第五十二条　大阪支部の検査部は、第五十条各号に掲げる業務及び大阪支部において行う検査に関する業務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

第五十三条から第五十八条まで　削除

（総務課長及び部長）
第五十九条　総務課に総務課長を、部に部長を置く。
２　総務課長は、支部長の命を受け、総務課の課務を掌理する。
３　部長は、支部長の命を受け、部務を掌理する。

（事務所）
第六十条　支部に、その所掌事務の一部を分掌させるため、事務所を置く。
２　契約管理事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛大臣が定める。

第六章　防衛監察本部 （位置） 第四十三条　防衛監察本部は、東京都に置く。 第七章　雑則 （雑則） 第四十四条　この省令に定めるもののほか、防衛大学校、防衛医科大学校及び防衛研究所の組織並びに技術研究本部の附置機関の組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。	第六章　雑則 （雑則） 第六十一条　この省令に定めるもののほか、防衛大学校、防衛医科大学校及び防衛研究所の組織、技術研究本部の附置機関の組織及び装備本部の地方機関の組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

○自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）（第六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
目次	目次
第一章　表彰（第一条―第九条）	第一章　自衛隊から除かれる部局及び職（第一条）
	第一章の二　表彰（第一条の二―第九条）
第二章～第四章　（略）	第二章～第四章　（略）
（削る）	第一章　自衛隊から除かれる部局及び職
	（自衛隊から除かれる部局及び職）
	第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号。以下「令」という。）第一条第三項に規定する防衛省令で定める防衛施設庁業務部の内部組織は、労務調査官及び労務管理課とする。
第一章　表彰	第一章の二　表彰
（賞詞の授与）	（賞詞の授与）
第一条　特別賞詞は、次の各号のいずれかに該当する隊員に対して授与する。	第一条の二　特別賞詞は、次の各号のいずれかに該当する隊員に対して授与する。
一～五　（略）	一～五　（略）
2　（略）	2　（略）
（賞状の授与）	（賞状の授与）
第二条　特別賞状は、次の各号のいずれかに該当する防衛大学校	第二条　特別賞状は、次の各号のいずれかに該当する防衛大学校

、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局又は自衛隊の部隊若しくは機関（以下この章中「部隊等」という。）に対して授与する。

２　（略）

一～三　（略）

（離職後の営利企業体の地位への就職）

第六十二条　法第六十二条第二項に規定する防衛省令で定めるものは、次のとおりとする。

一～五　（略）

２　防衛大臣及び法第六十二条第三項の規定による営利企業体への就職の承認の権限の委任を受けた者（以下この条において「承認権者」という。）は、隊員の営利企業体への就職については、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、当該営利企業体への就職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合に限り、これを承認することができる。

一　離職前五年間に、防衛省と営利企業体との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）が、当該営利企業体の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合

二　防衛省と承認に係る営利企業体との間の離職前五年間における契約関係が防衛大臣の定める基準に該当する場合

三　隊員が就くことを承諾し又は就こうとする営利企業体の地位の職務内容に、防衛省との契約の折衝等の業務が含まれる場合

、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部若しくは装備本部、自衛隊の部隊若しくは機関又は防衛施設庁の地方支分部局（以下この章中「部隊等」という。）に対して授与する。

２　（略）

一～三　（略）

（離職後の営利企業体の地位への就職）

第六十二条　法第六十二条第二項に規定する防衛省令で定めるものは、次のとおりとする。

一～五　（略）

２　防衛大臣及び法第六十二条第三項の規定による営利企業体への就職の承認の権限の委任を受けた者（以下この条において「承認権者」という。）は、隊員の営利企業体への就職については、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、当該営利企業体への就職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合に限り、これを承認することができる。

一　離職前五年間に、防衛省本省に在職した隊員は防衛省本省と、防衛施設庁に在職した隊員は防衛施設庁と営利企業体との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）が、当該営利企業体の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合

二　防衛省本省又は防衛施設庁と承認に係る営利企業体との間の離職前五年間における契約関係が防衛大臣の定める基準に該当する場合

三　隊員が就くことを承諾し又は就こうとする営利企業体の地位の職務内容に、離職前五年間に、防衛省本省に在職した隊員は防衛省本省との、防衛施設庁に在職した隊員は防衛施設

3～6　（略） （漁船の操業の制限等に伴う損失補償申請書の提出時期） 第八十七条　法第百五条第四項の規定による損失補償申請書は、防衛大臣の定める期間に係る損失につき、防衛大臣の定める時期までに提出しなければならない。 （役務の提供権者） 第九十六条　法附則第二項の規定により委任を受けたものは、地方防衛局長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊に隣接して所在する陸上自衛隊の駐屯地司令、海上自衛隊の部隊若しくは機関の長又は航空自衛隊の基地司令とする。	庁との契約の折衝等の業務が含まれる場合 3～6　（略） （漁船の操業の制限等に伴う損失補償申請書の提出時期） 第八十七条　法第百五条第四項の規定による損失補償申請書は、防衛施設庁長官の定める期間に係る損失につき、防衛施設庁長官の定める時期までに提出しなければならない。 （役務の提供権者） 第九十六条　法附則第二項の規定により委任を受けたものは、防衛施設庁長官、防衛施設局長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基き日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊に隣接して所在する陸上自衛隊の駐屯地司令、海上自衛隊の部隊若しくは機関の長又は航空自衛隊の基地司令とする。

○特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する省令（昭和二十九年総理府令第五十七号）（第七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（調停申請書の提出） 第三条　特需契約請負者が、その契約から生じた紛争を合衆国軍協定第十八条第十項の規定に基づき、合同委員会に調停のため付託しようとするときは、次の事項を記載した別記様式による調停申請書六部を、最寄りの地方防衛局（東海防衛支局を含む。以下同じ。）に提出し、調停の申請をするものとする。	（調停申請書の提出） 第三条　特需契約請負者が、その契約から生じた紛争を合衆国軍協定第十八条第十項の規定に基づき、合同委員会に調停のため付託しようとするときは、次の事項を記載した別記様式による調停申請書六部を、最寄りの防衛施設局（名古屋防衛施設支局を含む。以下同じ。）に提出し、調停の申請をするものとする。
（調停付託の効力発生の時期） 第六条　合同委員会に対する調停の付託は、第三条に規定する調停申請書を地方防衛局が受理した時からその効力を生ずるものとする。	（調停付託の効力発生の時期） 第六条　合同委員会に対する調停の付託は、第三条に規定する調停申請書を防衛施設局が受理した時からその効力を生ずるものとする。
（調停付託の通知） 第七条　特需契約請負者は、第三条に規定する調停申請書を地方防衛局に提出したときは、直ちにその旨を契約担当官に通知するものとする。	（調停付託の通知） 第七条　特需契約請負者は、第三条に規定する調停申請書を防衛施設局に提出したときは、直ちにその旨を契約担当官に通知するものとする。
（調停申請書提出後、決定書が交付された場合の特需契約請負者の措置） 第八条　特需契約請負者は、第四条に規定する調停の申請を行った後、契約担当官から決定書を交付された場合には、直ちに契約調停委員会に対し、地方防衛局を通じてその旨を通知し、且	（調停申請書提出後、決定書が交付された場合の特需契約請負者の措置） 第八条　特需契約請負者は、第四条に規定する調停の申請を行った後、契約担当官から決定書を交付された場合には、直ちに契約調停委員会に対し、防衛施設局を通じてその旨を通知し、且

つ、文書をもって調停の続行を希望するか否かの意思表示を行うものとする。

２・３　（略）

（調停続行の効力発生の時期）

第九条　前条に規定する契約調停委員会に対する調停の続行を希望するか否かの意思表示は、地方防衛局がこれを受理した時からその効力を生ずるものとする。

（期限の延長）

第十条　特需契約請負者が、特別の事由により、第五条又は第八条第二項に規定する期限内に、調停申請書を提出し又は調停の続行を希望する意志表示を行うことができない場合には、当該特需契約請負者は、契約調停委員会に対し、地方防衛局を通じて当該期限の延長の申請をすることができる。

２　（略）

（地方防衛局長の措置）

第十二条　地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。第十四条において同じ。）は、第三条に規定する調停申請書又は第十条に規定する期限延長申請書を受理したときは、直ちに調停申請書又は期限延長申請書をそれぞれ五部を防衛大臣に送付するとともに、その内容を審査し、かつ、必要に応じ実情を調査し、意見を防衛大臣に具申しなければならない。

（防衛大臣の措置）

第十三条　防衛大臣は、前条の規定により送付された調停申請書又は期限延長申請書及びそれらに対する意見を受理したときは

つ、文書をもって調停の続行を希望するか否かの意思表示を行うものとする。

２・３　（略）

（調停続行の効力発生の時期）

第九条　前条に規定する契約調停委員会に対する調停の続行を希望するか否かの意思表示は、防衛施設局がこれを受理した時からその効力を生ずるものとする。

（期限の延長）

第十条　特需契約請負者が、特別の事由により、第五条又は第八条第二項に規定する期限内に、調停申請書を提出し又は調停の続行を希望する意志表示を行うことができない場合には、当該特需契約請負者は、契約調停委員会に対し、防衛施設局を通じて当該期限の延長の申請をすることができる。

２　（略）

（防衛施設局長の措置）

第十二条　防衛施設局長（名古屋防衛施設支局長を含む。第十四条において同じ。）は、第三条に規定する調停申請書又は第十条に規定する期限延長申請書を受理したときは、直ちに調停申請書又は期限延長申請書をそれぞれ五部を防衛施設庁長官に送付するとともに、その内容を審査し、かつ、必要に応じ実情を調査し、意見を防衛施設庁長官に具申しなければならない。

（防衛施設庁長官の措置）

第十三条　防衛施設庁長官は、前条の規定により送付された調停申請書又は期限延長申請書及びそれらに対する意見を受理した

、これを審査し、且つ、必要があるときは現地の調査を行い、調停申請書にあつては調停案を、期限延長申請書にあつてはその意見を付して契約調停委員会に提出しなければならない。

第十四条　防衛大臣は、契約調停委員会から調停の結果又は期限の延長の申請に対する決定の通知を受けたときは、これを地方防衛局長を通じて特需契約請負者に通知しなければならない。

ときは、これを審査し、且つ、必要があるときは現地の調査を行い、調停申請書にあつては調停案を、期限延長申請書にあつてはその意見を付して契約調停委員会に提出しなければならない。

第十四条　防衛施設庁長官は、契約調停委員会から調停の結果又は期限の延長の申請に対する決定の通知を受けたときは、これを防衛施設局長を通じて特需契約請負者に通知しなければならない。

○日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和二十九年総理府令第六十一号）（第八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（被害の調査）	（被害の調査）
第三条　地方防衛局長は、管轄区域内における国連軍による被害の発生を知つたときは、遅滞なく警察署長、地方運輸局若しくは運輸監理部（運輸支局又は海事事務所を含む。）の長、海上保安官署の長又は消防長等（以下「警察署長等」という。）の協力を得て、被害の調査を行わなければならない。	第三条　防衛施設局長は、管轄区域内における国連軍による被害の発生を知つたときは、遅滞なく警察署長、地方運輸局若しくは運輸監理部（運輸支局又は海事事務所を含む。）の長、海上保安官署の長又は消防長等（以下「警察署長等」という。）の協力を得て、被害の調査を行わなければならない。
（申請書の提出）	（申請書の提出）
第四条　被害者又は関係人は、国連軍により損害を受けたときは、別記様式第一号による申請書を被害発生地を管轄する地方防衛局長に提出し、損害の補償を請求することができる。但し、特別の事由がある場合は、被害地を管轄する地方防衛局長あての申請書を、その住所を管轄する地方防衛局長に提出することができる。	第四条　被害者又は関係人は、国連軍により損害を受けたときは、別記様式第一号による申請書を被害発生地を管轄する防衛施設局長に提出し、損害の補償を請求することができる。但し、特別の事由がある場合は、被害地を管轄する防衛施設局長あての申請書を、その住所を管轄する防衛施設局長に提出することができる。
2　前項但書の規定により申請書を受理した地方防衛局長は、これを被害発生地を管轄する地方防衛局長に送付しなければならない。	2　前項但書の規定により申請書を受理した防衛施設局長は、これを被害発生地を管轄する防衛施設局長に送付しなければならない。
（被害発生状況調書の作成及び整備）	（被害発生状況調書の作成及び整備）
第五条　国連軍による被害発生地を管轄する地方防衛局長（以下「地方防衛局長」という。）は、前条の申請書を受理したときは、これを審査の上、すみやかに別記様式第二号による被害発	第五条　国連軍による被害発生地を管轄する防衛施設局長（以下「防衛施設局長」という。）は、前条の申請書を受理したときは、これを審査の上、すみやかに別記様式第二号による被害発

生状況調書を作成し、当該事件に関係のある警察署長等又は国連軍当局の発行した被害発生証明書その他参考となる資料を整備しなければならない。

（被害発生報告書及び申請書等の作成及び送付等）

第六条　地方防衛局長は、第四条第一項の規定による申請書及び前条の規定による被害発生状況調書等に基き、別記様式第三号（C―1）による申請書（英文）及び別記様式第四号（C―2）による被害発生報告書（英文）を作成し、申請書及び被害発生状況調書等とともに、これを防衛大臣に送付しなければならない。

（公務上外等の決定及び通知）

第七条　防衛大臣は、前条の規定により送付された申請書及び被害発生報告書等を受理したときは、これを審査し、必要があると認めたときは、その調査を行い、国連軍当局と協議の上、国連軍が公務執行中に加えた損害であるかどうか等の決定をなし、これを地方防衛局長に通知しなければならない。

（公務上外等の決定に関する合同会議への付託）

第八条　防衛大臣は、国連軍が公務執行中に加えた損害であるかどうか等につき、国連軍当局と協議が整わなかつたときは、協議のため、国連軍協定第二十条の規定に基く合同会議に事案を付託することができる。

第三章　補償金の支払

（補償金の査定）

生状況調書を作成し、当該事件に関係のある警察署長等又は国連軍当局の発行した被害発生証明書その他参考となる資料を整備しなければならない。

（被害発生報告書及び申請書等の作成及び送付等）

第六条　防衛施設局長は、第四条第一項の規定による申請書及び前条の規定による被害発生状況調書等に基き、別記様式第三号（C―1）による申請書（英文）及び別記様式第四号（C―2）による被害発生報告書（英文）を作成し、申請書及び被害発生状況調書等とともに、これを防衛施設庁長官に送付しなければならない。

（公務上外等の決定及び通知）

第七条　防衛施設庁長官は、前条の規定により送付された申請書及び被害発生報告書等を受理したときは、これを審査し、必要があると認めたときは、その調査を行い、国連軍当局と協議の上、国連軍が公務執行中に加えた損害であるかどうか等の決定をなし、これを防衛施設局長に通知しなければならない。

（公務上外等の決定に関する合同会議への付託）

第八条　防衛施設庁長官は、国連軍が公務執行中に加えた損害であるかどうか等につき、国連軍当局と協議が整わなかつたときは、協議のため、国連軍協定第二十条の規定に基く合同会議に事案を付託することができる。

第三章　補償金の支払

（補償金の査定）

第九条　地方防衛局長は、第五条の規定に基く関係書類により審査の上補償額を査定しなければならない。この際必要があると認めたときは、現地調査を行うことができる。

第十条　地方防衛局長は、審査の結果、補償額の査定等につき、その処理が困難なものについては、防衛大臣に事案の内容を報告し、その指示を求めなければならない。

2　防衛大臣は、前項の報告があつたときは、これを審査し、必要があると認めたときは、現地調査を行い、審査の結果をすみやかに地方防衛局長に通知しなければならない。

（関係官公署等の意見の聴取）

第十一条　防衛大臣又は地方防衛局長が第七条、第九条及び前条の規定により国連軍が公務執行中に加えた損害であるかどうかの決定又は補償金額の査定をするに当り、必要があると認めるときは、関係官公署並びに被害者の勤務先等の意見を求めることができる。

（支払及びその報告）

第十二条　地方防衛局長は、第七条の規定による国連軍が公務執行中に加えた損害であるとの通知を受けたときは、補償金額を決定の上別記様式第五号による同意書を徴した上、遅滞なく補償金を受けるべき者に補償金を支払わなければならない。

2　地方防衛局長は、前項の支払を完了したときは、すみやかに補償金額及び別記様式第六号（Ｃ―３）による補償決定報告書（英文）等を、防衛大臣に送付しなければならない。

（国際連合の各派遣国当局への報告）

第九条　防衛施設局長は、第五条の規定に基く関係書類により審査の上補償額を査定しなければならない。この際必要があると認めたときは、現地調査を行うことができる。

第十条　防衛施設局長は、審査の結果、補償額の査定等につき、その処理が困難なものについては、防衛施設庁長官に事案の内容を報告し、その指示を求めなければならない。

2　防衛施設庁長官は、前項の報告があつたときは、これを審査し、必要があると認めたときは、現地調査を行い、審査の結果をすみやかに防衛施設局長に通知しなければならない。

（関係官公署等の意見の聴取）

第十一条　防衛施設庁長官又は防衛施設局長が第七条、第九条及び前条の規定により国連軍が公務執行中に加えた損害であるかどうかの決定又は補償金額の査定をするに当り、必要があると認めるときは、関係官公署並びに被害者の勤務先等の意見を求めることができる。

（支払及びその報告）

第十二条　防衛施設局長は、第七条の規定による国連軍が公務執行中に加えた損害であるとの通知を受けたときは、補償金額を決定の上別記様式第五号による同意書を徴した上、遅滞なく補償金を受けるべき者に補償金を支払わなければならない。

2　防衛施設局長は、前項の支払を完了したときは、すみやかに補償金額及び別記様式第六号（Ｃ―３）による補償決定報告書（英文）等を、防衛施設庁長官に送付しなければならない。

（国際連合の各派遣国当局への報告）

第十三条　防衛大臣は、前条第二項の補償決定報告書の送付を受けたときは、これを、国連軍協定第一条(c)に規定する派遣国（以下「派遣国」という。）が支払うべき分担額に対する弁償を要請する書類とともに定期的に派遣国当局に送付する手続をとらなければならない。

第四章　国連軍協定第十八条第五項の慰しや料の請求

（損害額の査定）

第十四条　地方防衛局長は、第七条の規定により国連軍が公務執行中に加えた損害でないとの通知を受けたときは、損害額を査定し、別記様式第七号（C―４）による公務外被害報告書（英文）を関係書類とともに防衛大臣に送付しなければならない。

（派遣国当局への報告）

第十五条　防衛大臣は、前条の報告書等を受けたときは、これを派遣国当局に交付する手続をとらなければならない。

（慰しや料の支払通知）

第十六条　防衛大臣は、別記様式第八号（C―５）による慰しや料支払報告書（英文）を派遣国当局から受理したときは、これを地方防衛局長に送付しなければならない。

第五章　見舞金の支給

（見舞金支給の要否の決定）

第十九条　地方防衛局長は、前条の見舞金を支給する必要がある

第十三条　防衛施設庁長官は、前条第二項の補償決定報告書の送付を受けたときは、これを、国連軍協定第一条(c)に規定する派遣国（以下「派遣国」という。）が支払うべき分担額に対する弁償を要請する書類とともに定期的に派遣国当局に送付する手続をとらなければならない。

第四章　国連軍協定第十八条第五項の慰しや料の請求

（損害額の査定）

第十四条　防衛施設局長は、第七条の規定により国連軍が公務執行中に加えた損害でないとの通知を受けたときは、損害額を査定し、別記様式第七号（C―４）による公務外被害報告書（英文）を関係書類とともに防衛施設庁長官に送付しなければならない。

（派遣国当局への報告）

第十五条　防衛施設庁長官は、前条の報告書等を受けたときは、これを派遣国当局に交付する手続をとらなければならない。

（慰しや料の支払通知）

第十六条　防衛施設庁長官は、別記様式第八号（C―５）による慰しや料支払報告書（英文）を派遣国当局から受理したときは、これを防衛施設局長に送付しなければならない。

第五章　見舞金の支給

（見舞金支給の要否の決定）

第十九条　防衛施設局長は、前条の見舞金を支給する必要がある

と認めたときは、防衛大臣に事案の内容を報告しなければならない。

２　防衛大臣は、前項の報告があつたときは、これを審査し、必要があると認めたときは、現地調査を行い、見舞金支給の要否を決定し、これを地方防衛局長に通知しなければならない。

（見舞金額の決定、支給及び報告）

第二十条　地方防衛局長は、前条の通知に基き見舞金額を決定し、第十二条の規定に準じて、すみやかに見舞金を受けるべき者にこれを支払わなければならない。

２　地方防衛局長は、前項の支払を完了したときは、すみやかに支払を完了した旨の報告書を防衛大臣に送付しなければならない。

第六章　異議の申出

（異議の申出・判定書の送付）

第二十一条　補償金の支給に関し補償金額の決定について不服のある者は、左に掲げる事項を記載した異議申出書により地方防衛局長を通じ防衛大臣に対し、異議の申出をすることができる。

一　被害者の氏名、住所、年齢及び職業

二　補償申請金額及び決定金額

三　異議申出の理由

四　その他参考となるべき事項

２　防衛大臣は、前項の異議申出書を受理したときは、公正妥当な判定を行い、左に掲げる事項を記載した判定書により判定の

と認めたときは、防衛施設庁長官に事案の内容を報告しなければならない。

２　防衛施設庁長官は、前項の報告があつたときは、これを審査し、必要があると認めたときは、現地調査を行い、見舞金支給の要否を決定し、これを防衛施設局長に通知しなければならない。

（見舞金額の決定、支給及び報告）

第二十条　防衛施設局長は、前条の通知に基き見舞金額を決定し、第十二条の規定に準じて、すみやかに見舞金を受けるべき者にこれを支払わなければならない。

２　防衛施設局長は、前項の支払を完了したときは、すみやかに支払を完了した旨の報告書を防衛施設庁長官に送付しなければならない。

第六章　異議の申出

（異議の申出・判定書の送付）

第二十一条　補償金の支給に関し補償金額の決定について不服のある者は、左に掲げる事項を記載した異議申出書により防衛施設局長を通じ防衛施設庁長官に対し、異議の申出をすることができる。

一　被害者の氏名、住所、年齢及び職業

二　補償申請金額及び決定金額

三　異議申出の理由

四　その他参考となるべき事項

２　防衛施設庁長官は、前項の異議申出書を受理したときは、公正妥当な判定を行い、左に掲げる事項を記載した判定書により

結果を地方防衛局長を通じ異議申出人に通知しなければならない。

一　判定

二　異議申出の要旨

三　判定の要旨

別記

様式第１号　（第４条関係）

申　　　請　　　書

※受理年月日：平成　　年　　月　　日　　　　※（　　　都道府県）No.　（　　）

防衛局長 殿	1. 申 請 者	ふりがな 住　　所： ふりがな 氏　　名： （被害者本人）（被害者の法定代理人） 被害者との関係：（被害者の代理）（被害者の遺族代表） （　　　　）

略

記　載　上　の　注　意

（本書作成の前に注意深く読むこと。）

1．　申請書は、原則として被害発生地を管轄する地方防衛局長へ提出すること。ただし、特別の事由があるときは申請者の住所を管轄する地方防衛局長に、被害発生地を所管する地方防衛局長あての申請書を提出することができること。

2．　財産の滅失、き損に対する補償申請は、財産の所有者又は正当な代理人が提出すること。

3．　身体の傷害に対する補償申請を提出する者は、傷害を受けた本人又は正当な代理人とする。死亡に対する補償申請は、被害者との続柄を明らかにした上、民法上請求の権利を有する者がこれを行うこと。

4．　代理人が申請するときは、委託者がその正当なことを証明する委任状を提出すること。

5．　申請書には次のような証拠を添付すること。なお、下記書類のほか地方防衛局長が損害査定のため特に必要と認める書類の提出を求めたときには、遅滞なく、これを提出すること。

略

判定の結果を防衛施設局長を通じ異議申出人に通知しなければならない。

一　判定

二　異議申出の要旨

三　判定の要旨

別記

様式第１号　（第４条関係）

申　　　請　　　書

※受理年月日：平成　　年　　月　　日　　　　※（　　　都道府県）No.　（　　）

防衛施設局長 殿	1. 申 請 者	ふりがな 住　　所： ふりがな 氏　　名： （被害者本人）（被害者の法定代理人） 被害者との関係：（被害者の代理）（被害者の遺族代表） （　　　　）

略

記　載　上　の　注　意

（本書作成の前に注意深く読むこと。）

1．　申請書は、原則として被害発生地を管轄する防衛施設局長へ提出すること。ただし、特別の事由があるときは申請者の住所を管轄する防衛施設局長に、被害発生地を所管する防衛施設局長あての申請書を提出することができること。

2．　財産の滅失、き損に対する補償申請は、財産の所有者又は正当な代理人が提出すること。

3．　身体の傷害に対する補償申請を提出する者は、傷害を受けた本人又は正当な代理人とする。死亡に対する補償申請は、被害者との続柄を明らかにした上、民法上請求の権利を有する者がこれを行うこと。

4．　代理人が申請するときは、委託者がその正当なことを証明する委任状を提出すること。

5．　申請書には次のような証拠を添付すること。なお、下記書類のほか防衛施設局長が損害査定のため特に必要と認める書類の提出を求めたときには、遅滞なく、これを提出すること。

略

様式第３号　（第６条関係）

(Inclosure C-1)

申　請　書
(CLAIM FOR DAMAGES, INJURY OR DEATH)

File Docket or Local Office No.

略

13. Certificate

Certified true translation by:

Director General, Defense Bureau

Date:

Remarks

様式第５号　（第１２条関係）

（　　都道府県）No.　（　）

同　意　書

略

平成　年　月　日

防衛局長　殿

受領権者
住　所
氏　名　　印

様式第３号　（第６条関係）

(Inclosure C-1)

申　請　書
(CLAIM FOR DAMAGES, INJURY OR DEATH)

File Docket or Local Office No.

略

13. Certificate

Certified true translation by:

Chief, Defense Facilities Administration Bureau

Date:

Remarks

様式第５号　（第１２条関係）

（　　都道府県）No.　（　）

同　意　書

略

平成　年　月　日

防衛施設局長　殿

受領権者
住　所
氏　名　　印

○駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する省令（昭和三十三年総理府令第三十六号）（第九条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（勤務を要しない日） 第一条　駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和三十三年政令第百三十一号。以下「令」という。）第八条の四に規定する防衛省令で定める日は、次のとおりとする。 一　（略） 二　前号に掲げる日に準ずるもので、防衛大臣が定める日	（勤務を要しない日） 第一条　駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和三十三年政令第百三十一号。以下「令」という。）第八条の四に規定する防衛省令で定める日は、次のとおりとする。 一　（略） 二　前号に掲げる日に準ずるもので、防衛施設庁長官が定める日
（権限の委任） 第四条　令第十二条に規定する防衛大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、法第十五条第一項の離職を余儀なくされた者又は当該離職を余儀なくされた後引き続く在職者となった者で死亡したもの（業務上死亡した者を除く。）については法第十七条第一項に定めるときに、業務上死亡した者については当該死亡のときに、直前に勤務していた事業所の所在地を管轄する地方防衛局長又は地方防衛事務所長に委任する。ただし、特に異例なものについては、その都度、防衛大臣の承認を経るものとする。 一～三　（略）	（権限の委任） 第四条　令第十二条に規定する防衛施設庁長官の権限のうち、次の各号に掲げるものは、法第十五条第一項の離職を余儀なくされた者又は当該離職を余儀なくされた後引き続く在職者となった者で死亡したもの（業務上死亡した者を除く。）については法第十七条第一項に定めるときに、業務上死亡した者については当該死亡のときに、直前に勤務していた事業所の所在地を管轄する防衛施設局長又は防衛施設事務所長に委任する。ただし、特に異例なものについては、その都度、防衛施設庁長官の承認を経るものとする。 一～三　（略）
（細則） 第五条　この省令に定めるもののほか、特別給付金の支給に関する細則は、防衛大臣が定める。	（細則） 第五条　この省令に定めるもののほか、特別給付金の支給に関する細則は、防衛施設庁長官が定める。

○連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則（昭和三十六年総理府令第六十二号）（第十条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（給付金の請求手続）	（給付金の請求手続）
第一条　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号。以下「法」という。）第六条に規定する給付金（打切給付金を除く。）並びに連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二号。以下「一部改正法律」という。）附則第二項、第三項及び第五項に規定する支給金（以下この条、第二条及び第四条において「給付金」という。）の支給を受けようとする者（以下「給付金請求者」という。）は、別記様式第一号による被害者等給付金請求書を、その者の住所地を管轄する地方防衛局長を経由して、防衛大臣に提出しなければならない。	第一条　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号。以下「法」という。）第六条に規定する給付金（打切給付金を除く。）並びに連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二号。以下「一部改正法律」という。）附則第二項、第三項及び第五項に規定する支給金（以下この条、第二条及び第四条において「給付金」という。）の支給を受けようとする者（以下「給付金請求者」という。）は、別記様式第一号による被害者等給付金請求書を、その者の住所地を管轄する防衛施設局長を経由して、防衛施設庁長官に提出しなければならない。
2　（略）	2　（略）
（添附書類の省略等）	（添附書類の省略等）
第二条　防衛大臣（法第二十五条（一部改正法律附則第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により地方防衛局長が法第四条（一部改正法律附則第四項及び第六項において準用する場合を含む。）に規定する権限を委任されているときは、当該地方防衛局長。以下第四条において「認定権者」という。）は、給付金の支給原因である事実と同一の事実につき法第二条第三項に規定する見舞金又は法第六条に規定する給付金	第二条　防衛施設庁長官（法第二十五条（一部改正法律附則第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により防衛施設局長が法第四条（一部改正法律附則第四項及び第六項において準用する場合を含む。）に規定する権限を委任されているときは、当該防衛施設局長。以下第四条において「認定権者」という。）は、給付金の支給原因である事実と同一の事実につき法第二条第三項に規定する

が支給されているとき、その他特別な理由があると認めたときは、前条第二項又は第三項の規定により被害者等給付金請求書に添附すべき書類の添附を省略させ、又はこれに代わる書類を提出させることができる。

（遺族給付金等の支給順位の変更の請求手続）

第三条　法第十二条第二項（法第十四条の四第四項及び一部改正法律附則第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により遺族給付金若しくは特別遺族給付金又は一部改正法律附則第二項若しくは第三項に規定する支給金の支給順位の変更の請求をしようとする者は、別記様式第二号による被害者等給付金支給順位変更請求書に、法第十二条第二項に掲げる事実を認めることができる書類を添えて、これを、その者の住所地を管轄する地方防衛局長を経由して、防衛大臣に提出しなければならない。

（別記）

様式第１号（第1条関係）

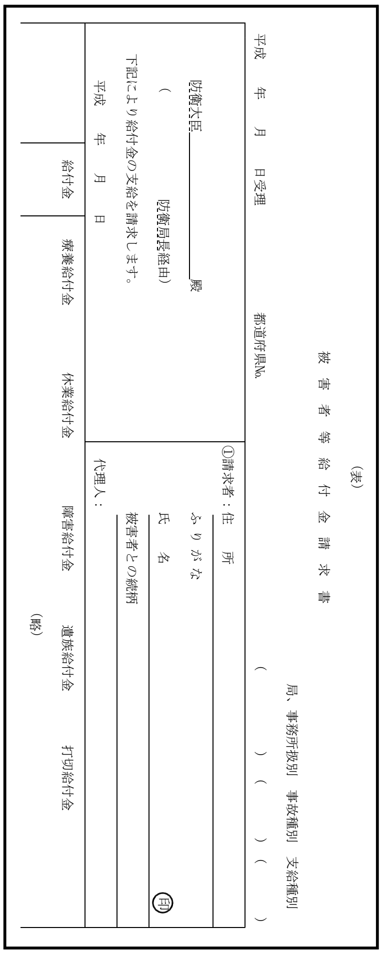
(表)
被害者等給付金請求書
局、事務所区別　事故種別　支給種別
（　）（　）（　）
平成　年　月　日受理　都道府県No.
防衛大臣＿＿＿＿殿
（　防衛局長経由）
下記により給付金の支給を請求します。
平成　年　月　日
①請求者：住　所
ふりがな
氏　名　㊞
被害者との続柄
代理人：
給付金　療養給付金　休業給付金　障害給付金　遺族給付金　打切給付金
(略)

給付金が支給されているとき、前条第二項又は第三項の規定により被害者等給付金請求書に添附すべき書類の添附を省略させ、又はこれに代わる書類を提出させることができる。

（遺族給付金等の支給順位の変更の請求手続）

第三条　法第十二条第二項（法第十四条の四第四項及び一部改正法律附則第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により遺族給付金若しくは特別遺族給付金又は一部改正法律附則第二項若しくは第三項に規定する支給金の支給順位の変更の請求をしようとする者は、別記様式第二号による被害者等給付金支給順位変更請求書に、法第十二条第二項に掲げる事実を認めることができる書類を添えて、これを、その者の住所地を管轄する防衛施設局長を経由して、防衛施設庁長官に提出しなければならない。

（別記）

様式第１号（第1条関係）

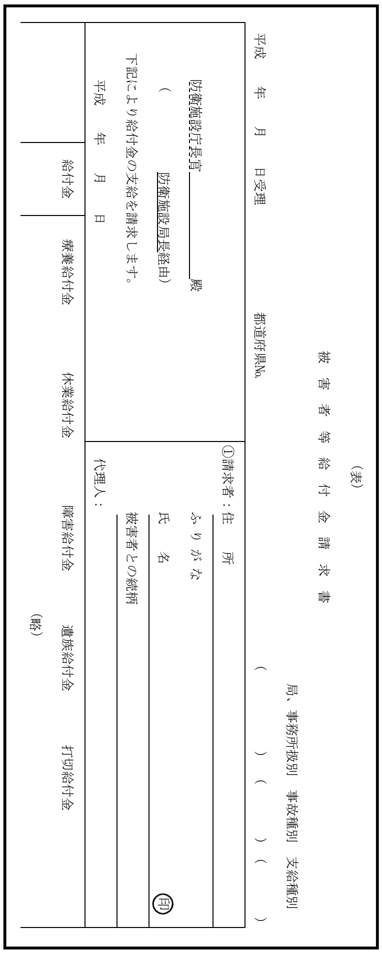
(表)
被害者等給付金請求書
局、事務所区別　事故種別　支給種別
（　）（　）（　）
平成　年　月　日受理　都道府県No.
防衛施設庁長官＿＿＿＿殿
（　防衛施設局長経由）
下記により給付金の支給を請求します。
平成　年　月　日
①請求者：住　所
ふりがな
氏　名　㊞
被害者との続柄
代理人：
給付金　療養給付金　休業給付金　障害給付金　遺族給付金　打切給付金
(略)

様式第２号（第３条関係）

（表）

被害者等給付金支給順位変更請求書

防衛大臣 殿 （　　　　防衛局長経由） 下記のとおり給付金の支給を受けるべき順位にある者が生死不明ですから次順位者を給付金の支給を受けるべき者とみなすよう請求します。	請求年月日：平成　　年　　月　　日 請求者 住　　所 ふりがな 氏　　名　　　　　　㊞
	遺族給付金　特別遺族給付　療養支給金　休業支給金

（略）

様式第３号（第４条関係）

様式第２号（第３条関係）

（表）

被害者等給付金支給順位変更請求書

防衛施設庁長官 殿 （　　　　防衛施設局長経由） 下記のとおり給付金の支給を受けるべき順位にある者が生死不明ですから次順位者を給付金の支給を受けるべき者とみなすよう請求します。	請求年月日：平成　　年　　月　　日 請求者 住　　所 ふりがな 氏　　名　　　　　　㊞
請求する給付金	遺族給付金　特別遺族給付　療養支給金　休業支給金

様式第３号（第４条関係）

被　害　者　等　給　付　金　認　定　書

請求者： 住　所 氏　名　　　　　　　　殿 平成　　年　　月　　日付けで請求のあつた給付金の支給について、下記のとおり認定する。	認定年月日：平成　　年　　月　　日 認 定 番 号：　　　　　　号 （認定権者） 官　職 氏　名　　　　　　　　印
（略）	（略）

備考：この認定に不服があるときは、この認定書を受けた日の翌日から起算して６０日以内に書面で、防衛大臣に不服の申立てをすることができます。

様式第４号（第４条関係）

被　害　者　等　給　付　金　却　下　書

請求者： 住　所 氏　名　　　　　　　　殿 平成　　年　　月　　日付けで請求のあった給付金の支給について、下記のとおり却下する。	却下年月日：平成　　年　　月　　日 却 下 番 号：　　　　　　号 （認定権者） 官　職 氏　名　　　　　　　　印
（略）	（略）

備考：この認定に不服があるときは、この却下書を受けた日の翌日から起算して６０日以内に書面で、防衛大臣に不服の申立てをすることができます。

被　害　者　等　給　付　金　認　定　書

請求者： 住　所 氏　名　　　　　　　　殿 平成　　年　　月　　日付けで請求のあつた給付金の支給について、下記のとおり認定する。	認定年月日：平成　　年　　月　　日 認 定 番 号：　　　　　　号 （認定権者） 官　職 氏　名　　　　　　　　印
（略）	（略）

備考：この認定に不服があるときは、この認定書を受けた日の翌日から起算して６０日以内に書面で、防衛施設庁長官に不服の申立てをすることができます。

様式第４号（第４条関係）

被　害　者　等　給　付　金　却　下　書

請求者： 住　所 氏　名　　　　　　　　殿 平成　　年　　月　　日付けで請求のあった給付金の支給について、下記のとおり却下する。	却下年月日：平成　　年　　月　　日 却 下 番 号：　　　　　　号 （認定権者） 官　職 氏　名　　　　　　　　印
（略）	（略）

備考：この認定に不服があるときは、この却下書を受けた日の翌日から起算して６０日以内に書面で、防衛施設庁長官に不服の申立てをすることができます。

○合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和三十七年総理府令第四十二号）（第十一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（事故の調査）	（事故の調査）
第三条　地方防衛局長及び東海防衛支局長は、管轄区域内における合衆国軍隊等の行為等による事故の発生を知つたときは、直ちに、関係行政機関の協力を得て、当該事故の調査を行わなければならない。	第三条　防衛施設局長及び名古屋防衛施設支局長は、管轄区域内における合衆国軍隊等の行為等による事故の発生を知つたときは、直ちに、関係行政機関の協力を得て、当該事故の調査を行わなければならない。
（損害賠償請求書の提出等）	（損害賠償請求書の提出等）
第四条　被害者又はその遺族で、当該損害の賠償を請求しようとするものは、別記様式第一号による損害賠償請求書を事故発生地を管轄する地方防衛局長（事故発生地が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあつては、東海防衛支局長）に提出して当該損害の賠償を請求するものとする。この場合において、特別の理由があるときは、その者の住所地を管轄する地方防衛局長（当該住所地が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあつては、東海防衛支局長）を経由して損害賠償請求書を提出することができる。	第四条　被害者又はその遺族で、当該損害の賠償を請求しようとするものは、別記様式第一号による損害賠償請求書を事故発生地を管轄する防衛施設局長（事故発生地が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にある場合にあつては、名古屋防衛施設支局長）に提出して当該損害の賠償を請求するものとする。この場合において、特別の理由があるときは、その者の住所地を管轄する防衛施設局長（当該住所地が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にある場合にあつては、名古屋防衛施設支局長）を経由して損害賠償請求書を提出することができる。
2　前項後段の規定により損害賠償請求書を受理した地方防衛局長又は東海防衛支局長は、これを事故発生地を管轄する地方防衛局長（事故発生地が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあつては、東海防衛支局長。以下「地方防衛局長」という。）に送付しなければならない。	2　前項後段の規定により損害賠償請求書を受理した防衛施設局長又は名古屋防衛施設支局長は、これを事故発生地を管轄する防衛施設局長（事故発生地が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にある場合にあつては、名古屋防衛施設支局長。以下「防衛施設局長」という。）に送付しなければならない。
（損害賠償請求通知等）	（損害賠償請求通知等）

第五条　地方防衛局長は、損害賠償請求書の提出を受けたときは、これを審査し、別記様式第二号による損害賠償請求通知及び事故発生証明書により、現地の合衆国軍隊の賠償担当官に損害の賠償の請求を受けた旨を通知し、事故発生の証明を取り付けるものとする。

2　地方防衛局長は、前項の手続を行なうとともに事故の状況、損害額、過失の割合等を記載した損害状況等報告書を作成し、損害賠償請求書、警察署長等の事故発生証明書その他参考となる書類を添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。

（合衆国の当局との協議）

第六条　防衛大臣は、前条第二項の損害状況等報告書の送付を受けたときは、これを審査し、必要があるときは調査を行ない、別記様式第三号による損害賠償請求受理通知書により合衆国の当局に損害の賠償の請求を受けた旨を通知し、当該損害の発生原因である合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等であるかどうか等について合衆国の当局と協議しなければならない。

2　防衛大臣は、前項の協議が整つた場合で、合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等であるときは別記様式第四号による公務上・外の証明書及び別記様式第五号による損害の原因確認書を、合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等でないときは公務上・外の証明書を、合衆国の当局とともに作成し、その一部を地方防衛局長に送付しなければならない。

（仲裁人への付託）

第七条　防衛大臣は、合衆国軍隊の構成員又は被用者の違法の行

第五条　防衛施設局長は、損害賠償請求書の提出を受けたときは、これを審査し、別記様式第二号による損害賠償請求通知及び事故発生証明書により、現地の合衆国軍隊の賠償担当官に損害の賠償の請求を受けた旨を通知し、事故発生の証明を取り付けるものとする。

2　防衛施設局長は、前項の手続を行なうとともに事故の状況、損害額、過失の割合等を記載した損害状況等報告書を作成し、損害賠償請求書、警察署長等の事故発生証明書その他参考となる書類を添えて、これを防衛施設庁長官に送付しなければならない。

（合衆国の当局との協議）

第六条　防衛施設庁長官は、前条第二項の損害状況等報告書の送付を受けたときは、これを審査し、必要があるときは調査を行ない、別記様式第三号による損害賠償請求受理通知書により合衆国の当局に損害の賠償の請求を受けた旨を通知し、当該損害の発生原因である合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等であるかどうか等について合衆国の当局と協議しなければならない。

2　防衛施設庁長官は、前項の協議が整つた場合で、合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等であるときは別記様式第四号による公務上・外の証明書及び別記様式第五号による損害の原因確認書を、合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等でないときは公務上・外の証明書を、合衆国の当局とともに作成し、その一部を防衛施設局長に送付しなければならない。

（仲裁人への付託）

第七条　防衛施設庁長官は、合衆国軍隊の構成員又は被用者の違

為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて合衆国の当局と紛争が生じたときは、地位協定第十八条第二項(b)の規定により選任された仲裁人に、その問題を付託するものとする。

（賠償金の支払）

第八条　地方防衛局長は、第六条第二項の規定により合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等である旨の公務上・外の証明書の送付を受けたときは、損害の原因確認書等に基づき、賠償金の額を決定し、請求者から別記様式第六号による同意書を取り付けた後、賠償金の支払の手続をとらなければならない。

2　地方防衛局長は、前項の支払が完了したときは、すみやかに別記様式第七号による支払報告書を作成し、これを防衛大臣に送付しなければならない。

（防衛大臣への協議）

第九条　地方防衛局長は、賠償金の額の決定が困難なもの及び防衛大臣が別に指定するものの処理については、防衛大臣に協議しなければならない。

（合衆国当局への償還請求）

第十条　防衛大臣は、合衆国の当局に賠償金の償還を請求するときは、六箇月の期間内に支払つた額に係る支払報告書を別記様式第八号による償還請求書及び別記様式第九号による償還請求のための損害賠償請求書一覧表に添えて、六箇月ごとに合衆国の当局に送付しなければならない。

法の行為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて合衆国の当局と紛争が生じたときは、地位協定第十八条第二項(b)の規定により選任された仲裁人に、その問題を付託するものとする。

（賠償金の支払）

第八条　防衛施設局長は、第六条第二項の規定により合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等である旨の公務上・外の証明書の送付を受けたときは、損害の原因確認書等に基づき、賠償金の額を決定し、請求者から別記様式第六号による同意書を取り付けた後、賠償金の支払の手続をとらなければならない。

2　防衛施設局長は、前項の支払が完了したときは、すみやかに別記様式第七号による支払報告書を作成し、これを防衛施設庁長官に送付しなければならない。

（防衛施設庁長官への協議）

第九条　防衛施設局長は、賠償金の額の決定が困難なもの及び防衛施設庁長官が別に指定するものの処理については、防衛施設庁長官に協議しなければならない。

（合衆国当局への償還請求）

第十条　防衛施設庁長官は、合衆国の当局に賠償金の償還を請求するときは、六箇月の期間内に支払つた額に係る支払報告書を別記様式第八号による償還請求書及び別記様式第九号による償還請求のための損害賠償請求書一覧表に添えて、六箇月ごとに合衆国の当局に送付しなければならない。

（公務外損害補償請求書の提出）
第十一条　地方防衛局長は、第六条第二項の規定により合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等でない旨の公務上・外の証明書の送付を受けたときは、請求者にその旨を通知し、別記様式第十号による公務外損害補償請求書を提出させるものとする。

（報告書の作成等）
第十二条　地方防衛局長は、前条の規定により公務外損害補償請求書を提出させたときは、これを審査し、その請求額を査定し、当該事件に関する報告書（和英両文）を作成しなければならない。
2　地方防衛局長は、前項の報告書を作成したときは、公務外損害補償請求書並びに当該報告書及びこれに必要な書類（和英両文）を防衛大臣に送付しなければならない。
3　防衛大臣は、前項の規定により公務外損害補償請求書等の送付を受けたときは、これを合衆国の当局に送付しなければならない。

（慰謝料の支払通知）
第十三条　防衛大臣は、合衆国の当局から慰謝料支払報告書の送付を受けたときは、これを地方防衛局長に送付しなければならない。

（防衛大臣への協議）
第十四条　地方防衛局長は、被害者又はその遺族で、損害賠償請求書を提出したものに対し、見舞金を支給する必要があると認めたときは、その支給について、防衛大臣に協議しなければならない。

（公務外損害補償請求書の提出）
第十一条　防衛施設局長は、第六条第二項の規定により合衆国軍隊等の行為等が公務上の行為等でない旨の公務上・外の証明書の送付を受けたときは、請求者にその旨を通知し、別記様式第十号による公務外損害補償請求書を提出させるものとする。

（報告書の作成等）
第十二条　防衛施設局長は、前条の規定により公務外損害補償請求書を提出させたときは、これを審査し、その請求額を査定し、当該事件に関する報告書（和英両文）を作成しなければならない。
2　防衛施設局長は、前項の報告書を作成したときは、公務外損害補償請求書並びに当該報告書及びこれに必要な書類（和英両文）を防衛施設庁長官に送付しなければならない。
3　防衛施設庁長官は、前項の規定により公務外損害補償請求書等の送付を受けたときは、これを合衆国の当局に送付しなければならない。

（慰謝料の支払通知）
第十三条　防衛施設庁長官は、合衆国の当局から慰謝料支払報告書の送付を受けたときは、これを防衛施設局長に送付しなければならない。

（防衛施設庁長官への協議）
第十四条　防衛施設局長は、被害者又はその遺族で、損害賠償請求書を提出したものに対し、見舞金を支給する必要があると認めたときは、その支給について、防衛施設庁長官に協議しなければならない。

（見舞金の支払等）

第十五条　地方防衛局長は、前条の協議の結果、見舞金を支給する必要があるときは、見舞金の額を決定し、その支払手続をとらなければならない。

２　地方防衛局長は、前項の支払が完了したときは、すみやかにその旨を防衛大臣に報告しなければならない。

（別記）

様式第１号（第４条関係）

（表）

損　害　賠　償　請　求　書

※（　　　都道府県）No.（　　）

防衛局長
東海防衛支局長　　殿

請求者：住所（ふりがな）
氏名（ふりがな）
被害者との続柄

（略）

（裏）

請求書の提出に当たっての注意

（見舞金の支払等）

第十五条　防衛施設局長は、前条の協議の結果、見舞金を支給する必要があるときは、見舞金の額を決定し、その支払手続をとらなければならない。

２　防衛施設局長は、前項の支払が完了したときは、すみやかにその旨を防衛施設庁長官に報告しなければならない。

（別記）

様式第１号（第４条関係）

（表）

損　害　賠　償　請　求　書

※（　　　都道府県）No.（　　）

防衛施設局長
名古屋防衛施設支局長　　殿

請求者：住所（ふりがな）
氏名（ふりがな）
被害者との続柄

（略）

（裏）

請求書の提出に当たっての注意

1.　請求者は、事故発生場所を管轄する地方防衛局長（事故発生場所が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあっては、東海防衛支局長）へ提出するのですが、特別の理由があるときは、あなたの住所地を管轄する地方防衛局長（あなたの住居地が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあっては、東海防衛支局長）を経由して提出することができます。 2.　代理人により賠償を請求するときは、代理人に賠償の請求及び賠償金等の受領を委任する委任状を請求書に添付してください。 3.　請求書には、次表に掲げる書類を添付してください。なお、必要に応じ地方防衛局長又は東海防衛支局長が要求する書類を提出してください。 （略）	1.　請求者は、事故発生場所を管轄する防衛施設局長（事故発生場所が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にある場合にあっては、名古屋防衛施設支局長）へ提出するのですが、特別の理由があるときは、あなたの住所地を管轄する防衛施設局長（あなたの住居地が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にある場合にあっては、名古屋防衛施設支局長）を経由して提出することができます。 2.　代理人により賠償を請求するときは、代理人に賠償の請求及び賠償金等の受領を委任する委任状を請求書に添付してください。 3.　請求書には、次表に掲げる書類を添付してください。なお、必要に応じ防衛施設局長又は名古屋防衛施設支局長が要求する書類を提出してください。 （略）
様式第２号（第５条関係）	**様式第２号**（第５条関係）
書式　C-7 Form　C-7 損害賠償請求通知及び事故発生証明書 CLAIMS NOTICE /INCIDENT CERTIFICATE UNDER ARTICLE XVⅢ, STATUS OF FORCES AGREEMENT 日付 Date:＿＿＿＿	書式　C-7 Form　C-7 損害賠償請求通知及び事故発生証明書 CLAIMS NOTICE /INCIDENT CERTIFICATE UNDER ARTICLE XVⅢ, STATUS OF FORCES AGREEMENT 日付 Date:＿＿＿＿

司令官殿　　賠償将校気付

TO:Commanding Officer　ATTN:Claims Officer

発

FROM:

防衛局長

東海防衛支局長

Director General,　Defense Bureau

Director, Tokai Defense Branch

（略）　（略）

（略）

4．下記の米側資料を当方へ提出することを要求する。

It is requested that the following U.S. information be forwarded to this office:

防衛局長

東海防衛支局長

Director General,　Defense Bureau

Director, Tokai Defense Branch

署名

Signature:

（略）

様式第３号（第６条関係）

書式　C-1

Form　C-1

損　害　賠　償　請　求　受　理　通　知　書

NOTIFICATION OF RECEIPT OF CLAIM

PRESENTED UNDER

ARTICLE XVIII, STATUS OF FORCES AGREEMENT

（略）

司令官殿　　賠償将校気付

TO:Commanding Officer　ATTN:Claims Officer

発

FROM:

防衛施設局長

名古屋防衛施設支局長

Director,　Defense Facilities Administration Bureau

Director, Nagoya Defense Facilities Administration Branch

（略）　（略）

（略）

4．下記の米側資料を当方へ提出することを要求する。

It is requested that the following U.S. informations be forwarded to this office:

防衛施設局長

名古屋防衛施設支局長

Director,　Defense Facilities Administration Bureau

Director, Nagoya Defense Facilities Administration Branch

署名

Signature:

（略）

様式第３号（第６条関係）

書式　C-1

Form　C-1

損　害　賠　償　請　求　受　理　通　知　書

NOTIFICATION OF RECEIPT OF CLAIM

PRESENTED UNDER

ARTICLE XVIII, STATUS OF FORCES AGREEMENT

（略）

10.　証明

Justification:

上記損害賠償請求は、日本政府によって十分に考慮され、かつ、地位協定第18条に基づいて受理できるものと認める。

The foregoing claim has been fully considered by the Japanese Government and is deemed acceptable under Article XVⅢ, Status of Forces Agreement.

署名　日付
Signature:____________Date:____________

防衛大臣
Minister of Defense

様式第４号（第６条関係）

書式　C-2
Form　C-2

公 務 上 ・ 外 の 証 明 書
CERTIFICATE OF SCOPE OF EMPLOYMENT
UNDER
ARTICLE XVⅢ, STATUS OF FORCES AGREEMENT
（略）

署名　日付 Signature:____Date:____	署名　日付 Signature:____Date:____

10.　証明

Justification:

上記損害賠償請求は、日本政府によって十分に考慮され、かつ、地位協定第18条に基づいて受理できるものと認める。

The foregoing claim has been fully considered by the Japanese Government and is deemed acceptable under Article XVⅢ, Status of Forces Agreement.

署名　日付
Signature:____________Date:____________

防衛施設庁長官
Director, Defense Facilities Administration Agency

様式第４号（第６条関係）

書式　C-2
Form　C-2

公 務 上 ・ 外 の 証 明 書
CERTIFICATE OF SCOPE OF EMPLOYMENT
UNDER
ARTICLE XVⅢ, STATUS OF FORCES AGREEMENT
（略）

署名　日付 Signature:____Date:____	署名　日付 Signature:____Date:____

氏名・階級 Name and Grade 賠償部長 Chief, Claims Service	氏名 Name 防衛大臣 Minister of Defense

様式第５号（第６条関係）

書式　C-3
Form　C-3

損　害　の　原　因　確　認　書

CONFIRMATION OF CAUSATION OF DAMAGES
UNDER
ARTICLE XVIII, STATUS OF FORCES AGREEMENT

（略）

署名　日付 Signature:_____Date:_____ 氏名 Name 防衛大臣 Minister of Defense	署名　日付 Signature:_____Date:_____ 氏名・階級 Name and Grade 賠償部長 Chief, Claims Service

氏名・階級 Name and Grade 賠償部長 Chief, Claims Service	氏名 Name 防衛施設庁長官 Director, Defense Facilities Administration Agency

様式第５号（第６条関係）

書式　C-3
Form　C-3

損　害　の　原　因　確　認　書

CONFIRMATION OF CAUSATION OF DAMAGES
UNDER
ARTICLE XVIII, STATUS OF FORCES AGREEMENT

（略）

署名　日付 Signature:_____Date:_____ 氏名 Name 防衛施設庁長官 Director, Defense Facilities Administration Agency	署名　日付 Signature:_____Date:_____ 氏名・階級 Name and Grade 賠償部長 Chief, Claims Service

様式第６号（第８条関係）

日付
Date : ______

防衛局長
東海防衛支局長　殿

TO Director General,　　Defense Bureau
Director, Tokai Defense Branch

同　　意　　書
LETTER OF AGREEMENT

平成　年　月　日　　　　　　において発生した事故につき、地位協定第18条の規定に基づき賠償請求をしたが、その事故によるすべての損害に対する賠償請求の最終的解決として下記賠償金額を受領することに同意する。

なお、下記金額を受領の上は、いかなる理由でも今後本事故による損害について請求は行わない。

I hereby agree to accept the amount of compensation for damages mentioned below, for which claim has been made under the provisions of Article XVIII of the Status of Forces Agreement, in full settlement of all claims arising out of the incident which occurred on

________, 20______ at ______________________.

（略）

本写しは、正確であることを証明する。

様式第６号（第８条関係）

日付
Date : ______

防衛施設局長
名古屋防衛施設支局長　殿

TO: Director,　　Defense Facilities Administration Bureau
Director, Nagoya Defense Facilities Administration Branch

同　　意　　書
LETTER OF AGREEMENT

平成　年　月　日　　　　　　において発生した事故につき、地位協定第18条の規定に基づき賠償請求をしたが、その事故によるすべての損害に対する賠償請求の最終的解決として下記賠償金額を受領することに同意する。

なお、下記金額を受領の上は、いかなる理由でも今後本事故による損害について請求は行わない。

I hereby agree to accept the amount of compensation for damages mentioned below, for which claim has been made under the provisions of Article XVIII of the Status of Forces Agreement, in full settlement of all claims arising out of the incident which occurred on

________, 19______ at ______________________.

（略）

本写しは、正確であることを証明する。

Certified as a true copy.

証明者名
Certified by:＿＿＿＿＿＿

防衛局長
東海防衛支局長

Director General, Defense Bureau

Director, Tokai Defense Branch

様式第８号（第10条関係）

書式　C－１３
Form　C－１３

償　還　請　求　書
REIMBURSEMENT REQUEST
UNDER
ARTICLE XVⅢ, STATUS OF FORCES AGREEMENT

（略）

受取人　日本国政府防衛省の口座預入先として東京都港区虎ノ門１丁目６番１２号大手町建物虎ノ門ビル３F　三井住友銀行

Payee: Sumitomo Mitsui Banking Corporation, 3F, Ootemachi-Tatemono-Toranomon-Building, 6-12, 1-chome, Toranomon, Minato-ku, Tokyo for deposit to the account of Ministry of Defense, Government of Japan

（略）

Certified as a true copy.

証明者名
Certified by:＿＿＿＿＿＿

防衛施設局長
名古屋防衛施設支局長

Director Defense Facilities Administration Bureau

Director, Nagoya Defense Facilities Administration Branch

様式第８号（第10条関係）

書式　C－１３
Form　C－１３

償　還　請　求　書
REIMBURSEMENT REQUEST
UNDER
ARTICLE XVⅢ, STATUS OF FORCES AGREEMENT

（略）

受取人　日本国政府防衛施設庁の口座預入先として東京都千代田区九段南１丁目３番１号さくら銀行

Payee:Sakura Bank, 3-1, 1-chome, Kudanminami, Chiyoda-ku, Tokyo for deposit to the account of Japanese Government Defense Facilities Administration Agency

（略）

氏名・官職 Name and Official Capacity: 日本国政府防衛省経理装備局会計課長 Director, Accounting Division Bureau of Finance and Equipment Ministry of Defense Government of Japan	署名 Signature:

別紙
Inclosure:　償還請求のための損害賠償請求書一覧表
Request List of Claims

様式第10号（第10条関係）

書式　C-5
Form　C-5

公 務 外 損 害 補 償 請 求 書
NON−OFFICIAL DUTY CLAIM

（略）

17. 証　明
Certificate:
本翻訳は、正確であることを証明する。
Certified true translation.

氏名・官職 Name and Official Capacity: 日本国政府防衛施設庁総務部会計課長 Chief, Accounting Section General Affairs Division Defense Facilities Administration Agency Japanese Government	署名 Signature:

別紙
Inclosure:　償還請求のための損害賠償請求書一覧表
Request List of claims

様式第10号（第10条関係）

書式　C-5
Form　C-5

公 務 外 損 害 補 償 請 求 書
NON−OFFICIAL DUTY CLAIM

（略）

17. 証　明
Certificate:
本翻訳は、正確であることを証明する。
Certified true translation.

署　名　　　　　　　　　　日　付
Signature:________________Date:___________

防衛局長
東海防衛支局長

For Director General, Defense Bureau
Director, Tokai Defense Branch

署　名　　　　　　　　　　日　付
Signature:________________Date:___________

防衛施設局長
名古屋防衛施設支局長

For Director, Defense Facilities Administration Bureau
Director, Nagoya Defense Facilities Administration Branch

○特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行規則（昭和三十八年総理府令第二号）（第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（申請の経由） 第四条　前三条の申請は、事故の発生地を管轄する地方防衛局長（当該発生地が東海防衛支局の管轄区域内にある場合にあつては、東海防衛支局長）を経由して防衛大臣にしなければならない。	（申請の経由） 第四条　前三条の申請は、事故の発生地を管轄する防衛施設局長（当該発生地が名古屋防衛施設支局の管轄区域内にある場合にあつては、名古屋防衛施設支局長）を経由して防衛施設庁長官にしなければならない。
（別記） **様式第１号**（第１条関係） 特殊海事損害賠償請求あつせん申請書 平成　年　月　日 防衛大臣　　殿 （　防衛局長（東海防衛支局長）経由） （略）	（別記） **様式第１号**（第１条関係） 特殊海事損害賠償請求あつせん申請書 平成　年　月　日 防衛施設庁長官　　殿 （　防衛施設局長（名古屋防衛施設支局長）経由） （略）
様式第２号（第２条関係） 訴訟費用立替申請書 平成　年　月　日 防衛大臣　　殿 （　防衛局長（東海防衛支局長）経由）	**様式第２号**（第２条関係） 訴訟費用立替申請書 平成　年　月　日 防衛施設庁長官　　殿 （　防衛施設局長（名古屋防衛施設支局長）経由）

（略） 5．アメリカ合衆国に対する訴訟 （１）・（２）　（略） （３）依頼弁護士住所氏名又は 弁護士法人所在地名称： （４）　（略） 6．　（略） 7．　（略） 8．立替えを受ける条件 （１）　（略） （２）訴訟の取下げの承認 ５．の訴訟を取り下げるときは防衛大臣の承認を得ること。 （３）～（６）　（略） （７）訴訟の進行状況等の報告 ５．の訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様並びにアメリカ合衆国から訴訟に関する費用に相当する費用の給付を受けることができるときはその給付額及び給付時期を、防衛大臣の定めるところにより国に報告すること。 （８）～（１１）　（略） （１２）その他防衛大臣が定める条件	（略） 5．アメリカ合衆国に対する訴訟 （１）・（２）　（略） （３）依頼弁護士住所氏名： （４）　（略） 6．　（略） 7．　（略） 8．立替えを受ける条件 （１）　（略） （２）訴訟の取下げの承認 ５．の訴訟を取り下げるときは防衛施設庁長官の承認を得ること。 （３）～（６）　（略） （７）訴訟の進行状況等の報告 ５．の訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様並びにアメリカ合衆国から訴訟に関する費用に相当する費用の給付を受けることができるときはその給付額及び給付時期を、防衛施設庁長官の定めるところにより国に報告すること。 （８）～（１１）　（略） （１２）その他防衛施設庁長官が定める条件
様式第３号（第２条関係） 訴訟事務援助申請書	**様式第３号**（第２条関係） 訴訟事務援助申請書

平成　年　月　日

防衛大臣　　殿

（　防衛局長（東海防衛支局長）経由）

（略）

5．アメリカ合衆国に対する訴訟

（1）・（2）　（略）

（3）依頼弁護士住所氏名又は弁護士法人所在地名称：

（4）　（略）

6．　（略）

7．援助を受ける条件

（1）報告

5．の訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様を防衛大臣の定めるところにより国に報告すること。

（2）　（略）

（3）その他防衛大臣が定める条件

様式第4号（第3条関係）

償還金支払猶予申請書

平成　年　月　日

防衛大臣　　殿

（　防衛局長（東海防衛支局長）経由）

（略）

4．支払の猶予を受ける条件

（1）〜（8）　（略）

平成　年　月　日

防衛施設庁長官　　殿

（　防衛施設局長（名古屋防衛施設支局長）経由）

（略）

5．アメリカ合衆国に対する訴訟

（1）・（2）　（略）

（3）依頼弁護士住所氏名：

（4）　（略）

6．　（略）

7．援助を受ける条件

（1）報告

5．の訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様を防衛施設庁長官の定めるところにより国に報告すること。

（2）　（略）

（3）その他防衛施設庁長官が定める条件

様式第4号（第3条関係）

償還金支払猶予申請書

平成　年　月　日

防衛施設庁長官　　殿

（　防衛施設局長（名古屋防衛施設支局長）経由）

（略）

4．支払の猶予を受ける条件

（1）〜（8）　（略）

（９）その他防衛大臣が定める条件	（９）その他防衛施設庁長官が定める条件
様式第５号（第３条関係）	**様式第５号**（第３条関係）
立替金償還免除申請書 平成　年　月　日 防衛大臣　　　殿 （　　防衛局長（東海防衛支局長）経由） （略）	立替金償還免除申請書 平成　年　月　日 防衛施設庁長官　　　殿 （　　防衛施設局長（名古屋防衛施設支局長）経由） （略）

○指定職俸給表の適用を受ける防衛参事官、書記官及びその他の官職並びにこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）（第十三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める防衛参事官及び防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長である防衛参事官、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める防衛参事官及び防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長である防衛参事官、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。
一　局長である防衛参事官	一　局長である防衛参事官
二　官房長又は局長である防衛参事官以外の防衛参事官、局次長、衛生監、技術監、報道官及び審議官	二　官房長又は局長である防衛参事官以外の防衛参事官、局次長、衛生監、技術監、報道官及び審議官
（削る）	三　防衛施設庁次長及び防衛施設庁技術審議官
三　統合幕僚副長、統合幕僚監部総務部長、統合幕僚監部運用部長、統合幕僚監部防衛計画部長及び統合幕僚学校長	四　統合幕僚副長、統合幕僚監部総務部長、統合幕僚監部運用部長、統合幕僚監部防衛計画部長及び統合幕僚学校長
四　東北方面総監、佐世保地方総監、呉地方総監、航空支援集団司令官及び航空自衛隊補給本部長	五　東北方面総監、佐世保地方総監、呉地方総監、航空支援集団司令官及び航空自衛隊補給本部長
五　陸上幕僚副長、陸上幕僚監部人事部長、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部装備部長、陸上幕僚監部教育訓練部長、北部方面総監部幕僚長、東北方面総監部幕僚長、東部方面総監部幕僚長、中部方面総監部幕僚長、西部方面総監部幕僚長、師団長、旅団長、陸上自衛隊幹部学校長、陸上自衛隊富士学校長、陸上自衛隊関東補給処長、陸上自衛隊研究本部長及び陸上自衛隊補給統制本部長	六　陸上幕僚副長、陸上幕僚監部人事部長、陸上幕僚監部防衛部長、陸上幕僚監部装備部長、陸上幕僚監部教育訓練部長、北部方面総監部幕僚長、東北方面総監部幕僚長、東部方面総監部幕僚長、中部方面総監部幕僚長、西部方面総監部幕僚長、師団長、旅団長、陸上自衛隊幹部学校長、陸上自衛隊富士学校長、陸上自衛隊関東補給処長、陸上自衛隊研究本部長及び陸上自衛隊補給統制本部長
六　海上幕僚副長、海上幕僚監部人事教育部長、海上幕僚監部	七　海上幕僚副長、海上幕僚監部人事教育部長、海上幕僚監部

防衛部長、海上幕僚監部装備部長、自衛艦隊司令部幕僚長、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、舞鶴地方総監、大湊地方総監、横須賀地方総監部幕僚長、佐世保地方総監部幕僚長、教育航空集団司令官、海上自衛隊幹部学校長、海上自衛隊第一術科学校長及び海上自衛隊補給本部長

七　航空幕僚副長、航空幕僚監部人事教育部長、航空幕僚監部防衛部長、航空幕僚監部装備部長、航空総隊司令部幕僚長、航空支援集団副司令官、航空教育集団司令部幕僚長、航空開発実験集団司令官、北部航空方面隊司令官、中部航空方面隊司令官、西部航空方面隊司令官、南西航空混成団司令、航空自衛隊幹部学校長及び航空自衛隊補給本部副本部長

八　防衛大学校幹事、防衛医科大学校幹事、防衛研究所副所長、自衛隊中央病院副院長、自衛隊札幌病院長、自衛隊横須賀病院長、自衛隊岐阜病院長、自衛隊福岡病院長、情報本部長及び技術研究本部技術開発官

九　前各号に掲げる官職に準ずる官職

防衛部長、海上幕僚監部装備部長、自衛艦隊司令部幕僚長、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、舞鶴地方総監、大湊地方総監、横須賀地方総監部幕僚長、佐世保地方総監部幕僚長、教育航空集団司令官、海上自衛隊幹部学校長、海上自衛隊第一術科学校長及び海上自衛隊補給本部長

八　航空幕僚副長、航空幕僚監部人事教育部長、航空幕僚監部防衛部長、航空幕僚監部装備部長、航空総隊司令部幕僚長、航空支援集団副司令官、航空教育集団司令部幕僚長、航空開発実験集団司令官、北部航空方面隊司令官、中部航空方面隊司令官、西部航空方面隊司令官、南西航空混成団司令、航空自衛隊幹部学校長及び航空自衛隊補給本部副本部長

九　防衛大学校幹事、防衛医科大学校幹事、防衛研究所副所長、自衛隊中央病院副院長、自衛隊札幌病院長、自衛隊横須賀病院長、自衛隊岐阜病院長、自衛隊福岡病院長、情報本部長及び技術研究本部技術開発官

十　前各号に掲げる官職に準ずる官職

○防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）（第十四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案

（事務官等の職務の級ごとの定数）

第二条　（略）

２　別表において一の級別定数表に定める一の職務の級の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内で、その職務の級の定数を下位の職務の級の定数に流用することができる。

３　事務官等で一時的に暫定の官職を占める者又は一の官職若しくはこれと同等と認められる二以上の官職に長期間勤務した者の職務の級を、その職務の特殊性又はその者の有する知識経験を考慮して、その者の属する職務の級と異なつた職務の級に決定する必要があり、かつ、その者を当該職務の級に決定したと仮定した場合において当該職務の級に属する者の総数が別表に定める当該職務の級の定数を超えることとなるときは、防衛大臣は、第一項の規定にかかわらず、別表に定める職務の級ごとの定数を合計した数を超えない範囲内で暫定的な職務の級ごとの定数を定める。

（削る）

現行

（事務官等の職務の級ごとの定数）

第二条　（略）

２　別表において一の級別定数表に定める一の組織の項における一の職務の級の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内で、その職務の級の定数を当該組織の項における下位の職務の級の定数に流用することができる。

３　事務官等で一時的に暫定の官職を占める者又は一の官職若しくはこれと同等と認められる二以上の官職に長期間勤務した者の職務の級を、その職務の特殊性又はその者の有する知識経験を考慮して、その者の属する組織の区分において、その者の属する職務の級と異なつた職務の級に決定する必要があり、かつ、その者を当該職務の級に決定したと仮定した場合において当該職務の級に属する者の総数が別表に定める当該職務の級の定数を超えることとなるときは、防衛大臣は、第一項の規定にかかわらず、暫定的な職務の級ごとの定数を定めることができる。

４　前項の規定により暫定的な職務の級ごとの定数を定める場合には、防衛大臣は、別表に定める組織の区分ごとにしなければならない。この場合において、一の組織について定める暫定的な職務の級ごとの定数を合計した数は、別表における当該組織について定める職務の級ごとの定数を合計した数を超えることとなつてはならない。

別表（第二条関係）

（現行）

俸給表区分	組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
自衛隊教官俸給表	本省									一	九一
行政職俸給表(一)	本省	七	五一	一〇二	一七〇	八三二	一、二二五	一、五五一	四、二九三	二、七六九	九〇七
	防衛施設庁	三	四四	三八	八二	二八九	四一六	四五三	八三七	五三九	二〇二
行政職俸給表(二)	本省						一〇一	一、二〇七	二、九六四	八八一	四八
	防衛施設庁						一	三七	八	―	―
教育職俸給表(一)	本省						―	一七七	一五六	八五	一六八
教育職俸給表(二)	本省								―	一二	―
研究職俸給表	本省					一	二〇一	一二七	一九三	二八六	―
医療職俸給表(一)	本省						―	―	三	四	―
医療職俸給表(二)	本省			―	一	三	二四	七八	一七〇	二〇〇	三四
医療職俸給表(三)	本省				―	一	一一	五二	九九	六二七	二
	防衛施設庁				―	―	―	一	三	一	―

備考　この表は、事務官等の定数のうち、常勤の職員の定数を示す。本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、技術研究本部及び装備本部並びに防衛施設庁の内部部局及び地方支分部局の事務官等の定数は、それぞれ防衛大臣が定める。

（改　　正　　案）

別表（第二条関係）

俸給表区分　＼　職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
自衛隊教官俸給表	人	人	人	人	人	人	人	人	一人	九一人
行政職俸給表(一)	十	九一	一四八	二五七	一、一一七	一、六二八	二、〇一三	五、一五六	三、三〇一	一、一〇八
行政職俸給表(二)						一〇二	一、二四〇	二、九七一	八八一	四八
教育職俸給表(一)							一七七	一五六	八五	一六八
教育職俸給表(二)									一二	
研究職俸給表					一	二〇一	一二七	一九三	二八六	
医療職俸給表(一)								三	四	
医療職俸給表(二)				一	三	二四	七八	一七〇	二〇〇	三四
医療職俸給表(三)					一	一一	五三	一〇二	六二八	二

備考　この表は、事務官等の定数のうち、常勤の職員の定数を示す。防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び地方防衛局の事務官等の定数は、それぞれ防衛大臣が定める。

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）（第十五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る算定方法） 第一条　（略） 2　（略） 3　<u>防衛大臣</u>は、前項各号の値の算定に当たつては、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等がひん繁に実施されている法第二条第二項に規定する防衛施設ごとに、当該防衛施設を使用する自衛隊等の航空機の型式、飛行回数、飛行経路、飛行時刻等に関し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これに基づいて行うものとする。 （特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の算定） 第三条　（略） 2　前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。 一　普通交付額　交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）に交付すべき交付金の予算額に百分の七十から百分の百までの範囲内で<u>防衛大臣</u>が定める割合を乗じて得た額 二〜四　（略） 3・4　（略） 5　令第十五条第六号に掲げる運用の態様の変更を基礎として交付すべき交付金の額は、交付年度に交付すべき交付金の予算額	（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る算定方法） 第一条　（略） 2　（略） 3　<u>防衛施設庁長官</u>は、前項各号の値の算定に当たつては、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等がひん繁に実施されている法第二条第二項に規定する防衛施設ごとに、当該防衛施設を使用する自衛隊等の航空機の型式、飛行回数、飛行経路、飛行時刻等に関し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これに基づいて行うものとする。 （特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の算定） 第三条　（略） 2　前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。 一　普通交付額　交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）に交付すべき交付金の予算額に百分の七十から百分の百までの範囲内で<u>防衛施設庁長官</u>が定める割合を乗じて得た額 二〜四　（略） 3・4　（略） 5　令第十五条第六号に掲げる運用の態様の変更を基礎として交付すべき交付金の額は、交付年度に交付すべき交付金の予算額

から普通交付額を控除した額を、同号の運用の態様の変更を考慮して特に必要があると認める関連市町村に対し防衛大臣が配分した額とする。 （損失補償の申請） 第五条　（略） （削る） ２　前項の損失補償申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。 （異議の申出） 第六条　法第十五条第一項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議申出書を防衛大臣に提出しなければならない。 ２　（略）	から普通交付額を控除した額を、同号の運用の態様の変更を考慮して特に必要があると認める関連市町村に対し防衛施設庁長官が配分した額とする。 （損失補償の申請） 第五条　（略） ２　法第十四条第二項の規定により市町村長（特別区の区長を含む。）が損失補償申請書及びその意見を記載した書面を送付する場合には、防衛施設庁長官を経由しなければならない。 ３　第一項の損失補償申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。 （異議の申出） 第六条　法第十五条第一項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議申出書を防衛施設庁長官を経由して提出しなければならない。 ２　（略）

○沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則（昭和五十二年総理府令第三十九号）（第十六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（協力委員の届出） 第一条　沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第一項の規定により選任された協力委員は、その旨を記載した届出書を、駐留軍用地等（沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第三項に規定する駐留軍用地等をいう。以下同じ。）に係るものにあつては沖縄防衛局長に、駐留軍用地等以外の土地に係るものにあつては沖縄県知事にそれぞれ提出しなければならない。ただし、提出の際駐留軍用地等であるか駐留軍用地等以外の土地であるかが明らかでない土地に係るものにあつては、沖縄防衛局長又は沖縄県知事のいずれかに提出するものとする。	（協力委員の届出） 第一条　沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第三条第一項の規定により選任された協力委員は、その旨を記載した届出書を、駐留軍用地等（沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第三項に規定する駐留軍用地等をいう。以下同じ。）に係るものにあつては那覇防衛施設局長に、駐留軍用地等以外の土地に係るものにあつては沖縄県知事にそれぞれ提出しなければならない。ただし、提出の際駐留軍用地等であるか駐留軍用地等以外の土地であるかが明らかでない土地に係るものにあつては、那覇防衛施設局長又は沖縄県知事のいずれかに提出するものとする。
（地図等の閲覧の場所及び公告） 第二条　法第七条の規定により地図等を閲覧に供する場所は、駐留軍用地等に係るものにあつては沖縄防衛局及び関係市町村の区域内の適当な場所、駐留軍用地等以外の土地に係るものにあつては沖縄県庁及び関係市町村の区域内の適当な場所とする。	（地図等の閲覧の場所及び公告） 第二条　法第七条の規定により地図等を閲覧に供する場所は、駐留軍用地等に係るものにあつては那覇防衛施設局及び関係市町村の区域内の適当な場所、駐留軍用地等以外の土地に係るものにあつては沖縄県庁及び関係市町村の区域内の適当な場所とする。
２　（略）	２　（略）

（代表者の届出）

第三条　法第八条第二項の規定による届出は、届出に係る同条第一項の代表者の住所及び氏名並びに次条に規定する事項を記載した届出書を、駐留軍用地等に係るものにあつては沖縄防衛局長に、駐留軍用地等以外の土地に係るものにあつては沖縄県知事にそれぞれ提出して行わなければならない。

２　（略）

（代表者の届出）

第三条　法第八条第二項の規定による届出は、届出に係る同条第一項の代表者の住所及び氏名並びに次条に規定する事項を記載した届出書を、駐留軍用地等に係るものにあつては那覇防衛施設局長に、駐留軍用地等以外の土地に係るものにあつては沖縄県知事にそれぞれ提出して行わなければならない。

２　（略）

○沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金の支給に関する省令（平成七年総理府令第三十一号）（第十七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案

（権限の委任）

第三条　令第三条第三項に規定する防衛大臣の権限のうち、次の各号に定めるものについては、沖縄防衛局長に委任する。ただし、特に異例なものについては、その都度、防衛大臣の承認を経るものとする。

一～三　（略）

別記様式（第２条関係）

給付金支給申請書

年　月　日

防衛大臣　殿

申請者　住　所
電話番号
氏　名　　　印

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり給付金の支給を申請します。

記

（略）

備考：（略）

現行

（権限の委任）

第三条　令第三条第三項に規定する防衛施設庁長官の権限のうち、次の各号に定めるものについては、那覇防衛施設局長に委任する。ただし、特に異例なものについては、その都度、防衛施設庁長官の承認を経るものとする。

一～三　（略）

別記様式（第２条関係）

給付金支給申請書

年　月　日

防衛施設庁長官　殿

申請者　住　所
電話番号
氏　名　　　印

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり給付金の支給を申請します。

記

（略）

備考：（略）

○情報本部組織規則（平成九年総理府令第一号）（第十八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（情報保全官） 第四条の二　情報本部に、情報保全官一人を置く。 2　情報保全官は、本部長の命を受け、防衛省における情報保全の確保を図る見地から情報本部の所掌事務に関する重要事項に係るものを総括整理する。 第四条の三　（略）	第四条の二　（略）

○防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年総理府令第三十八号）（第十九条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（方法書の作成） 第二条　令別表第一の四の項のイ、ロ又はハの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する防衛省が行う対象事業（以下「対象飛行場設置等事業」という。）の実施を担当する地方防衛局長又は地方防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～五　（略） 2　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第五条第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。 3　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に第一項第二号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。 4　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に法第五条第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定	（方法書の作成） 第二条　令別表第一の四の項のイ、ロ又はハの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する防衛省が行う対象事業（以下「対象飛行場設置等事業」という。）の実施を担当する防衛施設局長又は防衛施設支局長（以下「防衛施設局長等」という。）は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一～五　（略） 2　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第五条第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。 3　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に第一項第二号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。 4　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に法第五条第一項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定

した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。

5　地方防衛局長等は、法第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、対象飛行場設置等事業に係る方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

（事業特性及び地域特性の把握）

第五条　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象飛行場設置等事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象飛行場設置等事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一・二　（略）

2　地方防衛局長等は、前項第一号に掲げる情報の把握に当たっては、当該対象飛行場設置等事業の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するよう留意するものとする。

3　地方防衛局長等は、第一項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一～三　（略）

した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。

5　防衛施設局長等は、法第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、対象飛行場設置等事業に係る方法書において、その旨を明らかにしなければならない。

（事業特性及び地域特性の把握）

第五条　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象飛行場設置等事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象飛行場設置等事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一・二　（略）

2　防衛施設局長等は、前項第一号に掲げる情報の把握に当たっては、当該対象飛行場設置等事業の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するよう留意するものとする。

3　防衛施設局長等は、第一項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一～三　（略）

（環境影響評価の項目の選定）

第六条　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第一に掲げる一般的な事業の内容（同表備考第二号イからハまでに掲げる特性を有する飛行場設置等事業の当該特性をいう。以下同じ。）によって行われる対象飛行場設置等事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案して選定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。

一・二　（略）

2　地方防衛局長等は、前項本文の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

3　地方防衛局長等は、第一項本文の規定による選定に当たっては、対象飛行場設置等事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、地方防衛局長等は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一～三　（略）

4　（略）

5　地方防衛局長等は、第一項本文の規定による選定に当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するも

（環境影響評価の項目の選定）

第六条　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第一に掲げる一般的な事業の内容（同表備考第二号イからハまでに掲げる特性を有する飛行場設置等事業の当該特性をいう。以下同じ。）によって行われる対象飛行場設置等事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案して選定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。

一・二　（略）

2　防衛施設局長等は、前項本文の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

3　防衛施設局長等は、第一項本文の規定による選定に当たっては、対象飛行場設置等事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、防衛施設局長等は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一～三　（略）

4　（略）

5　防衛施設局長等は、第一項本文の規定による選定に当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するも

のとする。
6　地方防衛局長等は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。
7　地方防衛局長等は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第一項本文の規定により選定した項目(以下「選定項目」という。)の見直しを行わなければならない。
8　地方防衛局長等は、第一項本文の規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(調査、予測及び評価の手法)
第七条　対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、地方防衛局長等が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第十二条までに定めるところにより選定するものとする。
一～六　(略)

(参考手法)
第八条　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法(参考項目に係るものに限る。)を選定するに当たっては、各参考項目ごとに別表第二に掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下この条及び別表第二において「参考手法」という。)を勘案して選定しなければならない。

のとする。
6　防衛施設局長等は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。
7　防衛施設局長等は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ第一項本文の規定により選定した項目(以下「選定項目」という。)の見直しを行わなければならない。
8　防衛施設局長等は、第一項本文の規定による選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(調査、予測及び評価の手法)
第七条　対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、防衛施設局長等が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第十二条までに定めるところにより選定するものとする。
一～六　(略)

(参考手法)
第八条　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法(参考項目に係るものに限る。)を選定するに当たっては、各参考項目ごとに別表第二に掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下この条及び別表第二において「参考手法」という。)を勘案して選定しなければならない。

2　地方防衛局長等は、前項の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

3　地方防衛局長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ簡略化された調査又は予測の手法を選定することが　できる。

一～四　（略）

4　地方防衛局長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

一・二　（略）

（調査の手法）

第九条　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一～五　（略）

2・3　（略）

4　地方防衛局長等は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

5　地方防衛局長等は、第一項の規定により調査の手法を選定す

2　防衛施設局長等は、前項の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

3　防衛施設局長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ簡略化された調査又は予測の手法を選定することが　できる。

一～四　（略）

4　防衛施設局長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

一・二　（略）

（調査の手法）

第九条　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一～五　（略）

2・3　（略）

4　防衛施設局長等は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

5　防衛施設局長等は、第一項の規定により調査の手法を選定す

るに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

6　地方防衛局長等は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

（予測の手法）

第十条　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第八条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一～四　（略）

2・3　（略）

4　地方防衛局長等は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容

るに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

6　防衛施設局長等は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

（予測の手法）

第十条　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第八条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一～四　（略）

2・3　（略）

4　防衛施設局長等は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容

及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。

5　地方防衛局長等は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象飛行場設置等事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるよう整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

6　地方防衛局長等は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象飛行場設置等事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする。

（評価の手法）

第十一条　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。

5　防衛施設局長等は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象飛行場設置等事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるよう整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

6　防衛施設局長等は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象飛行場設置等事業において新規の手法用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする。

（評価の手法）

第十一条　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一　調査及び予測の結果並びに第十四条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象飛行場設置等事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、地方防衛局長等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。

二～四　（略）

五　地方防衛局長等以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（手法選定に当たっての留意事項）

第十二条　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第五条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

2　地方防衛局長等は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。

3　地方防衛局長等は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。

4　地方防衛局長等は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

一　調査及び予測の結果並びに第十四条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象飛行場設置等事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、防衛施設局長等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。

二～四　（略）

五　防衛施設局長等以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

（手法選定に当たっての留意事項）

第十二条　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第五条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

2　防衛施設局長等は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。

3　防衛施設局長等は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。

4　防衛施設局長等は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

（環境保全措置の検討）

第十四条　地方防衛局長等は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、地方防衛局長等により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討しなければならない。

2　地方防衛局長等は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討しなければならない。

（検討結果の検証）

第十五条　地方防衛局長等は、前条第一項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、地方防衛局長等により実行可能な範囲内で対象飛行場設置等事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

（検討結果の整理）

第十六条　地方防衛局長等は、第十四条第一項の規定による検討

（環境保全措置の検討）

第十四条　防衛施設局長等は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、防衛施設局長等により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討しなければならない。

2　防衛施設局長等は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討しなければならない。

（検討結果の検証）

第十五条　防衛施設局長等は、前条第一項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、防衛施設局長等により実行可能な範囲内で対象飛行場設置等事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

（検討結果の整理）

第十六条　防衛施設局長等は、第十四条第一項の規定による検討

を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

一～六　（略）

２　地方防衛局長等は、第十四条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

（事後調査）

第十七条　地方防衛局長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象飛行場設置等事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行わなければならない。

一～四　（略）

２　地方防衛局長等は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一～三　（略）

３　地方防衛局長等は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。

一～四　（略）

五　関係する地方公共団体その他の地方防衛局長等以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

一～六　（略）

２　防衛施設局長等は、第十四条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

（事後調査）

第十七条　防衛施設局長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象飛行場設置等事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行わなければならない。

一～四　（略）

２　防衛施設局長等は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一～三　（略）

３　防衛施設局長等は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。

一～四　（略）

五　関係する地方公共団体その他の防衛施設局長等以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

六　地方防衛局長等以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

七　（略）

（準備書の作成）

第十八条　地方防衛局長等は、法第十四条第一項の規定により対象飛行場設置等事業に係る準備書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

2　第二条第二項から第五項までの規定は、法第十四条の規定により地方防衛局長等が対象飛行場設置等事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第二条第二項中「その他の資料」とあるのは、「その他の資料及び第五条第三項第二号の規定による聴取又は確認」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第十八条第二項において準用する前項並びに第十八条第一項第二号」と、同条第四項中「第五条第一項第四号」とあるのは「第十四条第一項第五号」と、同条第五項中「法第五条第二項」とあるのは「法第十四条第二項において準用する法第五条第二項」と読み替えるものとする。

3　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第九条第五項並びに第十条第四項及び第六項において明らかにできるようにしなければならないとされた事項、第九条第六項において比較できるようにしなければならないとされた事項、第十条第五項において明らかにできるよう整理するものとさ

六　防衛施設局長等以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

七　（略）

（準備書の作成）

第十八条　防衛施設局長等は、法第十四条第一項の規定により対象飛行場設置等事業に係る準備書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

2　第二条第二項から第五項までの規定は、法第十四条の規定により防衛施設局長等が対象飛行場設置等事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第二条第二項中「その他の資料」とあるのは、「その他の資料及び第五条第三項第二号の規定による聴取又は確認」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第十八条第二項において準用する前項並びに第十八条第一項第二号」と、同条第四項中「第五条第一項第四号」とあるのは「第十四条第一項第五号」と、同条第五項中「法第五条第二項」とあるのは「法第十四条第二項において準用する法第五条第二項」と読み替えるものとする。

3　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号イに掲げる事項を記載するに当たっては、第九条第五項並びに第十条第四項及び第六項において明らかにできるようにしなければならないとされた事項、第九条第六項において比較できるようにしなければならないとされた事項、第十条第五項において明らかにできるよう整理するものとさ

れた事項並びに第十一条第二号、第四号イ及び第五号において明らかにできるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければならない。

4　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第十四条の規定による検討の状況、第十五条の規定による検証の結果及び第十六条において明らかにできるよう整理しなければならないとされた事項を記載しなければならない。

5　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、第十七条第三項の規定により明らかにされた事項を記載しなければならない。

6　地方防衛局長等は、対象飛行場設置等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめて記載しなければならない。

（評価書の作成）

第十九条　前条の規定は、法第二十一条第二項の規定により防衛施設局長等が対象飛行場設置等事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

2　地方防衛局長等は、法第二十一条第二項の規定により対象飛行場設置等事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象飛行場設置等事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

（評価書の補正）

第二十条　地方防衛局長等は、法第二十五条第二項の規定により

れた事項並びに第十一条第二号、第四号イ及び第五号において明らかにできるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければならない。

4　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ロに掲げる事項を記載するに当たっては、第十四条の規定による検討の状況、第十五条の規定による検証の結果及び第十六条において明らかにできるよう整理しなければならないとされた事項を記載しなければならない。

5　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項を記載するに当たっては、第十七条第三項の規定により明らかにされた事項を記載しなければならない。

6　防衛施設局長等は、対象飛行場設置等事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ニに掲げる事項を記載するに当たっては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめて記載しなければならない。

（評価書の作成）

第十九条　前条の規定は、法第二十一条第二項の規定により防衛施設局長等が対象飛行場設置等事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

2　防衛施設局長等は、法第二十一条第二項の規定により対象飛行場設置等事業に係る評価書を作成するに当たっては、対象飛行場設置等事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

（評価書の補正）

第二十条　防衛施設局長等は、法第二十五条第二項の規定により

対象飛行場設置等事業に係る評価書の補正をするに当たっては、補正前の対象飛行場設置等事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

対象飛行場設置等事業に係る評価書の補正をするに当たっては、補正前の対象飛行場設置等事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

〇武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則（平成十六年内閣府令第七十五号）（第二十条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（合衆国軍隊の行為に伴う損失の補償の申請） 第一条　武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十四条第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。 ２　（略） （土地の使用等に伴う損失補償申請書の様式） 第三条　令第一条において読み替えて準用する自衛隊法施行令第百三十七条第一項に規定する損失補償申請書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。	（合衆国軍隊の行為に伴う損失の補償の申請） 第一条　武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十四条第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。 ２　（略） （土地の使用等に伴う損失の補償の申請） 第三条　令第一条において読み替えて準用する自衛隊法施行令第百三十七条第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を防衛施設庁長官を経由して提出しなければならない。 ２　前項の損失補償申請書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。
別記様式第一号（第一条関係） 損失補償申請書 請求額：　円 内訳：損失補償額算出明細書等は、別紙のとおり。 上記請求額を、下記の理由により申請する。	**別記様式第一号**（第一条関係） 損失補償申請書 請求額：　円 内訳：損失補償額算出明細書等は、別紙のとおり。 上記請求額を、下記の理由により申請する。

記

請　求　理　由

1　損失の発生した日時又は期間

2　損失の発生した区域又は場所

3　損失の内容

年　　月　　日

防衛大臣　殿

住　　　所

（所在地）

氏　　　名　　　　　　㊞

（法人については、その名称及び代表者）

備考：（略）

別記様式第六号（第三条関係）

損　失　補　償　申　請　書

公　用　令　書　番　号	第　　　　号
公用令書交付年月日	年　月　日

請　求　額：　　　　　　　　　　　　　　円

内　訳：損失補償額算出明細書等は、別紙のとおり。

上記請求額を、下記の理由により申請する。

記

請　求　理　由

1　損失の発生した日時又は期間

2　損失の発生した区域又は場所

記

請　求　理　由

1　損失の発生した日時又は期間

2　損失の発生した区域又は場所

3　損失の内容

年　　月　　日

防衛施設庁長官　殿

住　　　所

（所在地）

氏　　　名　　　　　　㊞

（法人については、その名称及び代表者）

備考：（略）

別記様式第六号（第三条関係）

損　失　補　償　申　請　書

公　用　令　書　番　号	第　　　　号
公用令書交付年月日	年　月　日

請　求　額：　　　　　　　　　　　　　　円

内　訳：損失補償額算出明細書等は、別紙のとおり。

上記請求額を、下記の理由により申請する。

記

請　求　理　由

1　損失の発生した日時又は期間

2　損失の発生した区域又は場所

3　損失の内容 年　月　日 防衛大臣　殿 住　　所 (所在地) 氏　　名　㊞ (法人については、その名称及び代表者) 備考：(略)	3　損失の内容 年　月　日 内閣総理大臣　殿 住　　所 (所在地) 氏　　名　㊞ (法人については、その名称及び代表者) 備考：(略)

○捕虜資格認定審査規則（平成十七年内閣府令第十一号）（第二十一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（調書の記載事項）	（調書の記載事項）
第十二条　（略）	第十二条　（略）
２　前項の調書は、審査会の庶務を処理する職員が作成し、作成年月日を記載した上で作成者及び審理に出席した審査員が署名押印しなければならない。	２　前項の調書は、審査会の庶務を処理する防衛省本省の職員が作成し、作成年月日を記載した上で作成者及び審理に出席した審査員が署名押印しなければならない。
（書面の提出及び口頭による陳述の方式）	（書面の提出及び口頭による陳述の方式）
第十七条　（略）	第十七条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前項の陳述を聴取した審査会の庶務を処理する職員（捕虜収容所長を経由する場合においては、捕虜収容所長又はそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。	４　前項の陳述を聴取した審査会の庶務を処理する防衛省本省の職員（捕虜収容所長を経由する場合においては、捕虜収容所長又はそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。

○捕虜等懲戒規則（平成十七年内閣府令第十二号）（第二十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（調書の記載事項） 第三十七条　（略） ２　前項の調書は、審査会の庶務を処理する職員が作成し、作成年月日を記載した上で作成者及び審理に出席した審査員が署名押印しなければならない。 （裁決書の更正） 第四十一条　（略） ２・３　（略） ４　前項の陳述を聴取した審査会の庶務を処理する職員（捕虜収容所長を経由する場合においては、捕虜収容所長又はそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。	（調書の記載事項） 第三十七条　（略） ２　前項の調書は、審査会の庶務を処理する防衛省本省の職員が作成し、作成年月日を記載した上で作成者及び審理に出席した審査員が署名押印しなければならない。 （裁決書の更正） 第四十一条　（略） ２～３　（略） ４　前項の陳述を聴取した審査会の庶務を処理する防衛省本省の職員（捕虜収容所長を経由する場合においては、捕虜収容所長又はそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。

○沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する省令（平成十八年内閣府令第二号）（第二十三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（権限の委任） 第三条　令第三十七条第一項において準用する令第三十六条第三項に規定する防衛大臣の権限のうち、次の各号に定めるものについては、沖縄防衛局長に委任する。ただし、特に異例なものについては、その都度、防衛大臣の承認を経るものとする。 一～三　（略）	（権限の委任） 第三条　令第三十七条第一項において準用する令第三十六条第三項に規定する防衛施設庁長官の権限のうち、次の各号に定めるものについては、那覇防衛施設局長に委任する。ただし、特に異例なものについては、その都度、防衛施設庁長官の承認を経るものとする。 一～三　（略）
別記様式（第２条関係） 特定跡地給付金支給申請書 年　月　日 防衛大臣　殿 申請者　住　　所 電話番号 氏　　名　　印 沖縄振興特別措置法第１０４条第１項の規定に基づき、下記のとおり特定跡地給付金の支給を申請します。 記 （略） 備考：（略）	**別記様式**（第２条関係） 特定跡地給付金支給申請書 年　月　日 防衛施設庁長官　殿 申請者　住　　所 電話番号 氏　　名　　印 沖縄振興特別措置法第１０４条第１項の規定に基づき、下記のとおり特定跡地給付金の支給を申請します。 記 （略） 備考：（略）

○防衛省の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める省令（平成十九年内閣府令第三号）（第二十四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第十六条の規定に基づき、防衛省の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする。 1　事務委任の範囲 一～六　（略） 2　委任を受ける者 （削る） 一　地方防衛局の所掌に属する補助金等のうち防衛大臣の指定する補助金等の事務（次号に掲げるものを除く。）　地方防衛局長 二　近畿中部防衛局の所掌に属する補助金等のうち東海防衛支局の所掌に属するものであって防衛大臣の指定する補助金等の事務　東海防衛支局長	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第十六条の規定に基づき、防衛省の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする。 1　事務委任の範囲 一～六　（略） 2　委任を受ける者 一　防衛施設庁の所掌に属する補助金等の事務（二及び三に掲げるものを除く。）　防衛施設庁長官 二　防衛施設庁の所掌に属する補助金等のうち防衛施設局の所掌に属するものであって防衛施設庁長官の指定する補助金等の事務（三に掲げるものを除く。）　防衛施設局長 三　大阪防衛施設局の所掌に属する補助金等のうち名古屋防衛施設支局の所掌に属するものであって防衛施設庁長官の指定する補助金等の事務　名古屋防衛施設支局長

○防衛省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十九年内閣府令第五号）（第二十五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、防衛省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。 経理装備局会計課長 技術研究本部長 地方防衛局長 地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）	不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、防衛省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。 経理装備局会計課長 技術研究本部長 防衛施設庁総務部長 防衛施設局長 防衛施設支局長